

寫送先

米文人會文通條情報化事書計商約亞細亞洲米

大臣 次官

電信課長

昭和 9 二〇一〇九 平

廣田外務大臣

ヲ望ム

外務省

米文人會文通條情報化事書計商約亞細亞洲米

大臣 次官

電信課長

270487

昭和 9 二〇〇九六 平

清津 在鄉軍人會

本省 十月廿二日後着

歐、米、條

華府倫敦兩條約廢棄通告即時斷行ヲ望ム

右決議ス

廣田外務大臣

外務省

第一課

270488

- 六、君ヶ代奉唱 順序（案）  
二、開會ノ辭  
三、座長選舉

四、議事

二、宣言決議ノ件（朗讀者）

（三）實行方法ノ件

（一）山本・松平兩代表ニ激勵電報ヲ發スル事

（二）當局訪問ノ事（訪問先、首相、外相、海相、陸相）

（三）本大會ヲ以テ「軍縮問題國民同志會」ヲ組織シ軍縮

會議終了迄極力運動ニ從事スル事

五、訪問委員及實行委員選舉（座長指名）

（訪問委員氏名）

（實行委員氏名）

六、有志演説（演説者）

七、聖壽萬歲奉唱（幾聲、頭山、滿）

八、食卓

九、散會

以上

昭和九年十月三十二日

軍縮問題有志大會

（会期 10月10日～13日）

記録簿（九三年用）第1号  
軍縮問題有志大會

270489

宣言(案)

世界眞乎、平和、道德ニ立脚シテ國家相互ニ其ノ主權ヲ尊重スルニ在リ。是レ吾人が華府會議以來極力不對等ナル比率主義ヲ排シ軍備平等權ヲ確立スベキコトヲ主張シタル所以也。

然ル華府、倫敦兩次、條約共ニ不對等ナル比率主義屈辱條約ノ締結ニ終リ徒ニ國防上重大ナル欠陷ヲ曝露セリ。

今ナ第三次軍縮會議ニ臨ムベキ廟議ハ決定シタリド聞クモ現ニ華府條約廢棄ノ即時通告スラ逡巡未だ發セス内外、狀勢前途樂觀ヲ許サバルナリ。

吾人ハ東洋永遠ノ平和ヲ確保シ世界人類ノ福祉ヲ増進スベキ皇國、使命ニ鑑ミ茲ニ主張ヲ宣明シテ目的、貫徹ヲ期ス。

決議

- 一 國際道德ヲ基礎トセル國家相互ノ尊嚴ヲ敬重スベシ
- 二 不對等ナル比率主義ヲ排シ軍備平等權ヲ確立スベシ
- 三 國防、安全威ヲ確保スベシ
- 四 華府條約、廢棄ヲ即時通告スベシ

右決議ス

以上

昭和九年十月二十二日

軍縮問題有志大會

B-1154

8109

寫送先

歐文人會通條情調查米亞細亞商報化事書計洲

大臣 次官

電信課長

昭和 9 10.24  
10.20 二〇二〇五 平

廣田外務大臣

仙臺 本省 十月廿三日後發  
歐、米、條

斷行ヲ決議ス

大日本皇國天賦ノ使命ニ鑑ミ華府海軍軍備制限條約廢棄通告ノ即時

外務省

寫送先

歐文人會通條情調查米亞細亞商報化事書計洲

大臣 次官

電信課長

昭和 9 10.24  
10.20 一〇一五五 平

廣田外務大臣

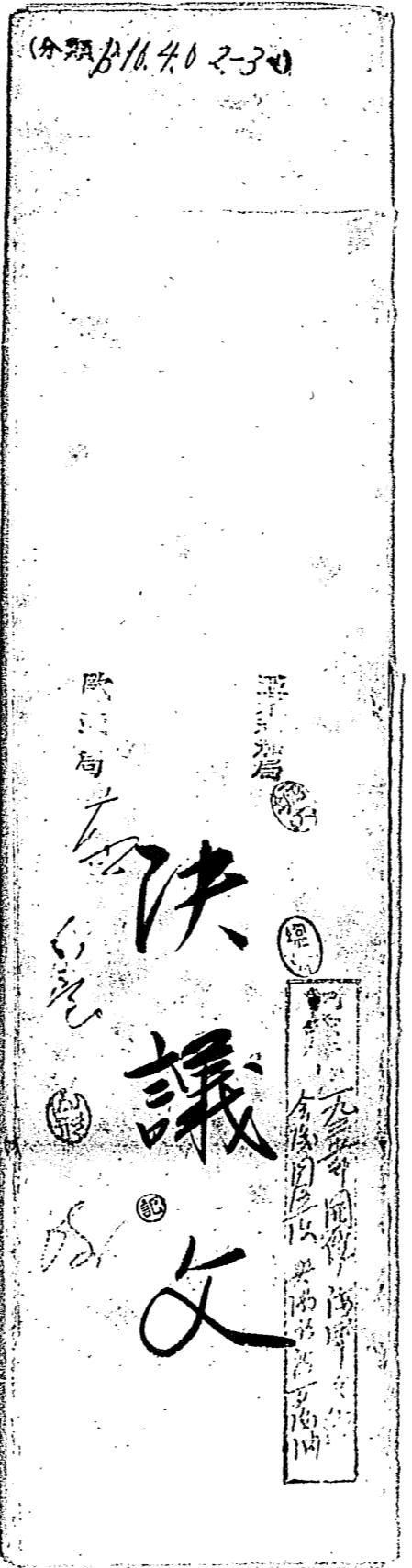
基隆 基隆市民大會  
十月廿三日後着  
歐、米、條

速ニ華府條約ヲ撤廢スヘシ  
本島防備ノ完璧ヲ期ス  
右決議ス

同文

B-1154

8110



B-1154

0111

270491

昭和九年十一月廿九日

二二二

決議文

一、米國須遵守華府條約自今廢棄軍事準備、軍事守權

國防、安全全感不為腳踏世界和平與真調和日本庫

縮提案總

270491

米國政府アリゾナ州於此同本擴民移住法ノ保證同本被

害機底對心慰藉方法講不以

急遽之取締ル共日本移民往洛ノ保證同本被

右日本國民、寧馨ラ米國政府傳達之實行行

我外務省専責仕ラ以、其均衡、當ハシト切換

右拾月拾貳日國民大會於決議

米國政府アーノルド・ヘンリイー・モーゼス・スミス准將  
急達之ヲ取締ル共ニ日本移民往來ノ事由不被  
當權威者之法請不許  
一右日本國民守望ラ米國政府傳達之ヲ實行シテ  
我外務省専任仕ラ以テ其衡常當行シト  
右拾月拾貳日國民大會於決議  
和九年拾月拾貳參月

大日本前衛學生聯盟

外務省  
議會ノ公文書館

B-1 154

14

陸軍省

第一課

昭和九年拾月廿日 撰受

記録件

270494

外務第三、一三六號

昭和九年十月二十九日

監視總監 小栗一雄

内務大臣 後藤文六殿  
外務大臣 廣田弘毅殿  
參議官  
福岡藩  
各廳府縣長官 殿

英國學生聯盟代表、米兩國大使館訪問開ル件

1940.10.29  
英國學生聯盟（龍野川區田端五五五）主催、第五回英國祭、本月二十九日前九時半ヨリ代々木練兵場にて舉行三午後三時半宮城前廣場にて散會ヒル。英國祭ノ次議ニ依リ同聯盟代表、眞田光雄（明大）、慶野聰朗（中大）、本田義雄（獨大）、三名ハ午後三時三十分未坂區護坂町米國大使第ヲ訪問外交官浦（三浦一郎）一面會三テ別紙次議文ヲ提出シテ大使一手交セシコトヲ告ケテ即時辞去セリ。六又同

小林哲夫（日大）、松尾六郎（明大）、小堀正雄（獨大）、三名ハ午後三時三十分前駒町區五番町、米國大使館ヲ訪問、米國學生聯盟ノ代表モニテ尚、英國大使第ヨリハ承印（實印）ハ英國學生聯盟ノ代表尙ナリト認ム。先日、次議文ハ大使一手渡シリト、英文書翰郵送アリタル由ナリ。

本及申（通）報候

B-1154

0115

270495

別紙（米國大使ハ本文末亞米利加トヤルヲ終國トシ始メ泡太木省略）

亞米利加合衆國大使閣下ニ寄スルノ書

昭和九年十月二十七日六日本帝國愛國學生聯盟同志一同恭ニ書テ大  
 亞米利加合衆國日本駐劄全權閣下ニ氣ル生等固申リ閣下ノ尊嚴ヲ冒  
 潰セシコトヲ恐レ然レトミ閣下ノ嘉落廣量ハ壳ク生等ノ不遜ヲ詐シ閣下ノ  
 盛德明智ハ壳ク生等、言ヲ容レ給フコトヲ知ルナリ大レ四面海ヲ環ラズ  
 國カ海ヲ以テ國防ノ第一線トナシル可カラサルコトハ時ノ古今ヲ問ハス洋  
 ノ東西ヲ兼セス皆其ノ軌ア一スル慶ニシテ之ヲ貴國、例ニ見ルモ亦尤モ明  
 瞻ナラズメ貴國カ西海ニ拉スルカ如ク我大日本帝國ニ示極東ノ洋上ニ孔  
 立スルヲ地理的ニ軍事的ニ觀察オル時愈々其共通性ヲ發見スルナリ、  
 即チ貴國ク國防ノ安全ヲ保障スルニ必要ナル若軍カハ我大日本帝國ニ於  
 テモホ同ニク必要ナルコトハ當然ノ理ニシテ國防上ノ事ハ一切他國ノ干渉  
 ハヘマ慶ニ非ス抑シ國防ハ各國自体ノ國カト必要性トヨリテ次空ヒテルヘ  
 ベビリナリト信シ赤ニ我大日本帝國ハ只國防ノ安全ヲ期スルヲ目的トシ  
 唐ニ他ニ求ムル慶アラザル、ハ故クヲ要ニサル所ナリ、蓋シ戎所謂國防ハ  
 正義ニ立脚シ他國ノ侵略ヲ防ヘ此段平和ヲ確保スルヲ玉眼トス故ニ一心  
 一二年半前ニ於テ國際平和ノ目的ヲ以テ軍縮會議ノ開催ヒラルベ平和ヲ  
 慶スル我ク帝國ハ依然此ニ參加ヒリ、然ニ名實相伴ハサルヲ如何ゼン  
 一九三〇年ニ於ケルコソドン條約ニ又然リ思フニ眞成、世段平和ハ政虔ナル  
 信念ヲ以テ列國相互ノ主權ヲ尊重スルニアリ然レニ此等會議ニ於テ締結  
 ロル條約ハ壓迫的不平等條約ミシテ西平和會議、軍縮會議、兵備ヲ  
 冒資スルノミ大テス遂ニ其ノ反對ノ結果ヲ招キ易威トヲ受ケニシテ我ク帝  
 國ノ威信ヲ損傷スルコト僅少ナラズ是生等ハ祖國日本ノ現狀ヲ房觀スル  
 能ハズ歎然奮起ミテ此ノ國難ヲ打破シントス生等豈報讐ラ憚ラサラン  
 ヲニ居恩ノ重キト祖國ヲ侵スル生等ハ至誠トハ遂ニ生等ヲ賭シテ争フコト  
 ラ余儀ナクヒシメタリ是生等ノ教テ一書ヲ閣下ニ氣スル所以ナリ願ハバ生等  
 カ衣情ヲ洞察セラレ特ニ本書ヲ貴國ノ政府当局ニ轉呈ミテ眾ク賢慮ラカ  
 ハ給ハラニコトヲ厚報ヲ冒資シテ惶懼已ム無シ

大日本愛國學生聯盟

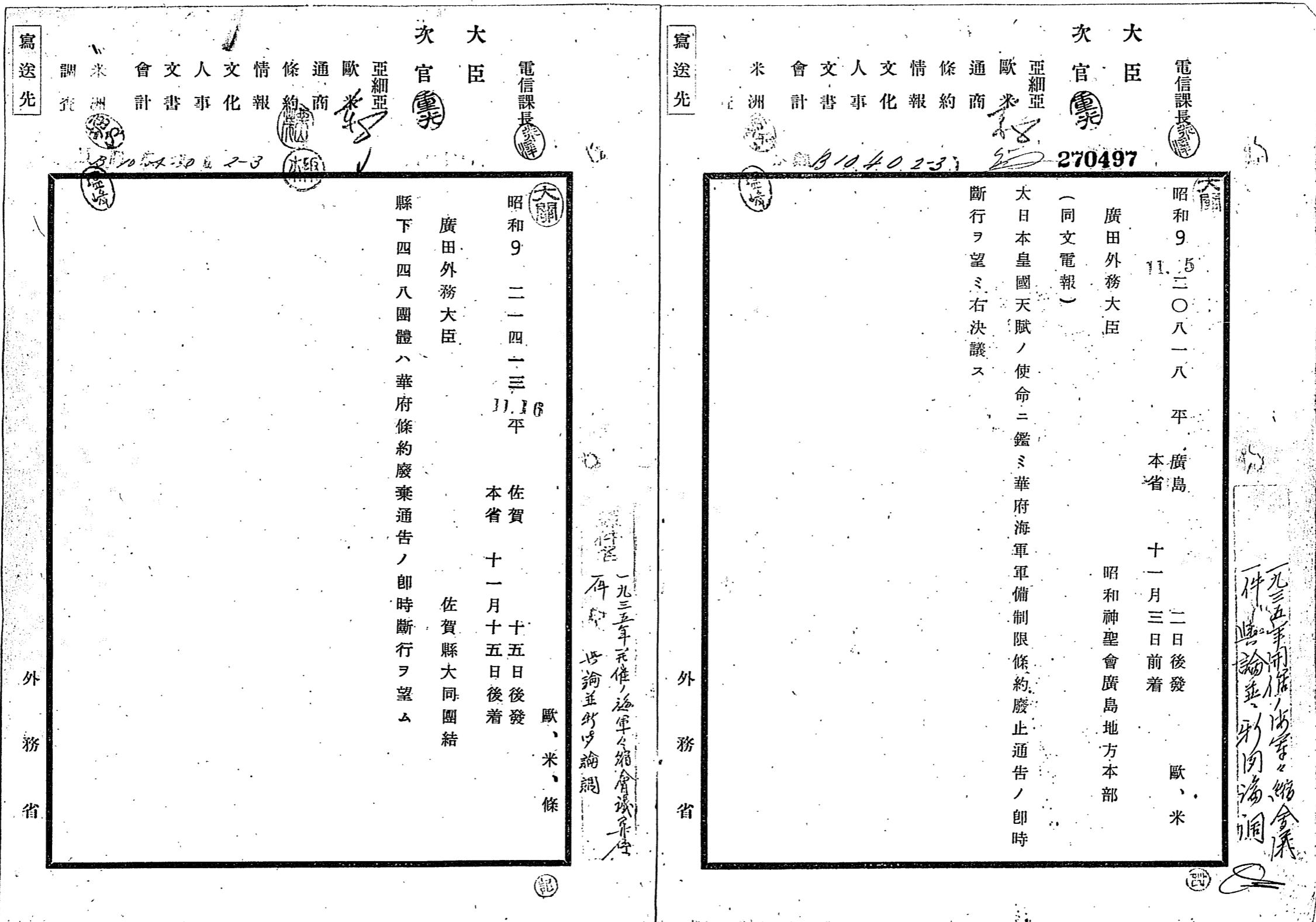
頌首再庫

亞米利加合衆國日本駐劄全權大使閣下

B-1154

8 : 17

電信課長  
次官  
大臣  
次官  
大臣  
昭和 9 一〇五七二 平 岡山 十月卅日後發 欧米條  
本省 昭和神聖會山陽地方本部  
外務省  
大關  
決議  
断行ヲ望ム  
右決議ス  
大日本皇國天賦ノ使命ニ鑑ミ華府海軍軍備制限條約廢止通告ノ即時  
調査  
亞細亞  
歐米  
通條  
人文  
會  
書  
計  
事  
化  
報  
約  
商  
米  
洲  
亞細亞  
歐米  
通條  
人文  
會  
書  
計  
事  
化  
報  
約  
商  
米  
洲  
寫送先  
寫送先  
電信課長  
大臣  
次官  
次官  
大臣  
昭和 9 二〇六一六 11.平 倉吉町 鳥取縣  
本省 十月卅一日後發 欧、米、條  
鳥取縣東伯郡國防婦人會  
廣田外務大臣  
軍縮比率撤廢ヲ待望ス



B-1154

8118

外務省

寫送先

米文人會文通歐條約事書計查洲亞細亞報天羽

大臣 次官

電信課長

昭和9年11月19日  
二一五九三

福井 本省  
十一月十七日後發

米、歐、  
亞

華府條約速ニ廢棄スヘシ

福井聯隊區管内在鄉軍人三萬人

外務省

寫送先

東歐米通條約文書計查報化事會文祕書官

大臣 次官

電信課長

270498

昭和9年11月17日  
二一四八五

宇治山田 本省  
十一月十六日後發  
條、歐、  
米、亞

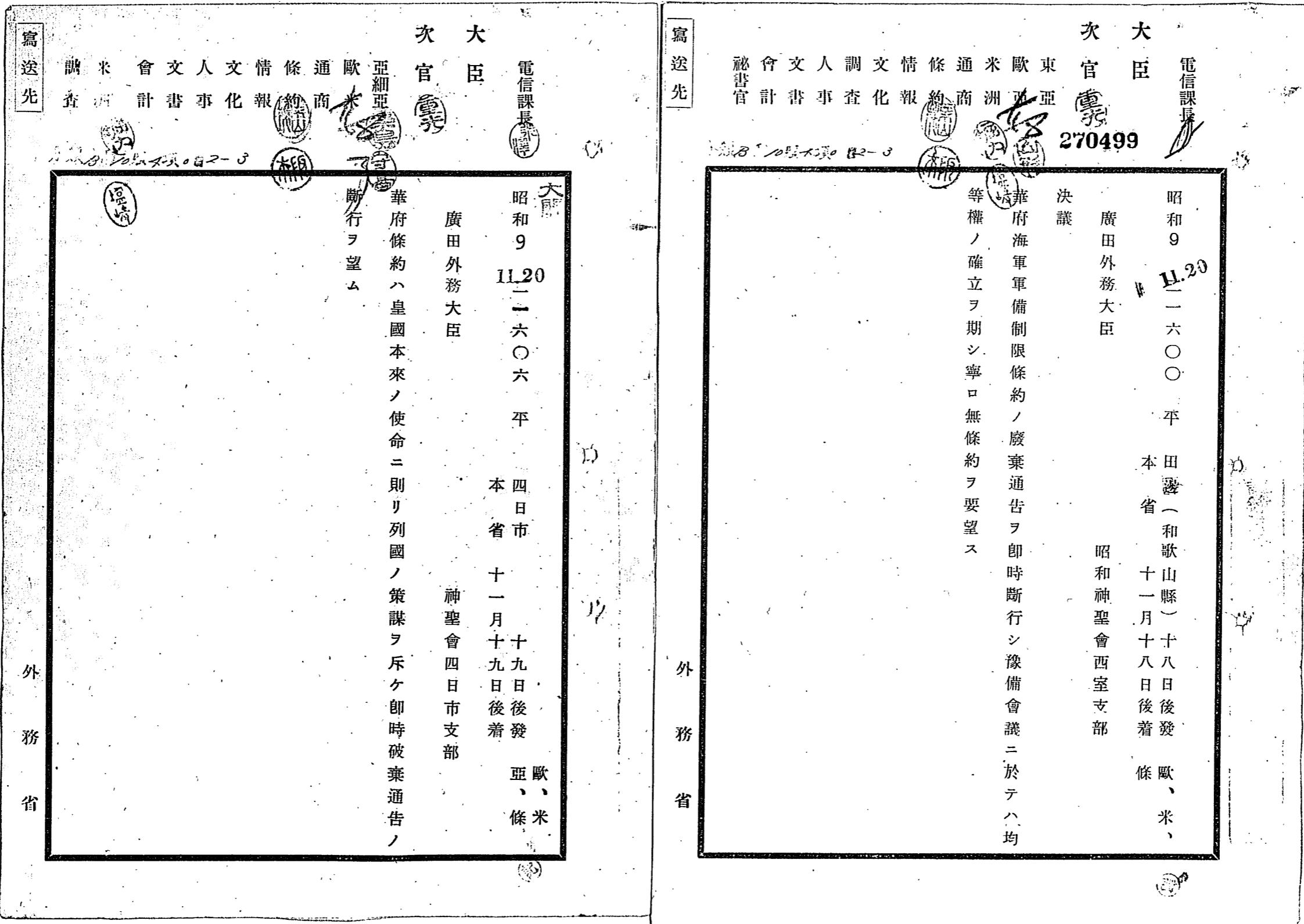
昭和神聖會宇治山田支部

廣田外務大臣

華府海軍軍備制限破棄通告ノ即時斷行ヲ望ム

B-1154

8119



B-1154

0120

寫送先

東歐米通條文調人會文祕書官計書事查化報商約洲亞

大臣

電信課長

右決議ス  
13.10.20 12-3

外務省

B-1154

寫送先

歐洲米通條文調人會文祕書官計書事查化報商約洲亞

大臣

電信課長

270500

昭和 9 11.24 二一八八三 平 濱松

本省 十一月廿三日後着 欧、米、條

廣田外務大臣

昭和神聖會濱松支部

華府廢棄即時斷行倫敦豫備會議均等確立ヲ期シ無條約ヲ望ム決議ス

外務省

昭和 9 一二〇一一 11.27  
永同 本省 十一月廿五日後發 欧  
朝鮮永同國防義會

吾人ハ断乎トシテ屈辱的軍縮條約ヲ廢棄シ萬難ヲ排シテ平等軍備權

廣田外務大臣

主張貫徹ヲ期ス

寫送先

東歐米通條文調人會書計查事化報  
祕書官

大臣

電信課長

昭和 9.11.30 二二二四九 平

廣田外務大臣

昭和神聖會北九州本部

本省 十一月廿九日後發 歐、米、條

海軍軍備制限條約ヲ即時廢棄シ豫備會議ニ均等權ノ確立ヲ期シ應セ  
サレハ寧口無條約ヲ要望ス

外務省

外務省

寫送先

東歐米通條文調人會書計查事化報  
祕書官

大臣

電信課長

270501

昭和 9.11.28 二二〇七〇 平 廣島 廿六日後發

本省 十一月廿六日後着 歐  
海軍協會廣島縣支部長

外務省

大臣

(同文電報)

本月二十五日海軍協會廣島縣支部總會ヲ開キ左ノ決議ヲ爲シタリ  
華盛頓條約廢棄通告ノ遲延ハ國民ノ結束ヲ弱メ種々策謀ノ素ヲ爲ス  
即時斷行ヲ熱望ス

B-1154

8122

歐亞局

270502

(文類B 円100銀4銀02-3-1)

昭和九年十月二十九日

宣言決議進達一件

第二課長

中國在鄉軍人會

廣東支都管內聯合分會長(同)

# 外務省御中

時局ニ鑑ミ帝國在鄉軍人濟田支都管內聯合分會長  
一同ハ別紙通り宣言決議致候ニ付此般及進達候也

記録件名  
九三五年十一月廿四日  
英荷交涉  
昭和九年十月廿四日  
青島五日  
摘要

別紙添付



B-1154

8123

270503

宣 言

今ヤ世界、大勢ハ益々險悪ヲ加ヘ列強ノ  
隣邦、極東戰備ハ日々擴大シ暴漫頻ニ重  
シヲ加フ正ニ皇國精神ヲ振張シ軍備ヲ充實  
シ國民、總意ニ基ク確乎タル信念ト統一  
シタル國論トヲ形成シ以テ明日ニ備ヘサ  
ルヘカラサルノ秋ナリ  
時當ニ皇國興廢ノ決スル處吾入ハ愈々其  
ノ責務ノ重大ナルヲ自覺シ皇道ノ大義ニ  
則リ天業ヲ恢弘シ皇道ヲ宣布シ國是ヲ貫  
徹シテ國運ノ進展ヲ圖ランコトヲ期ス

決 議

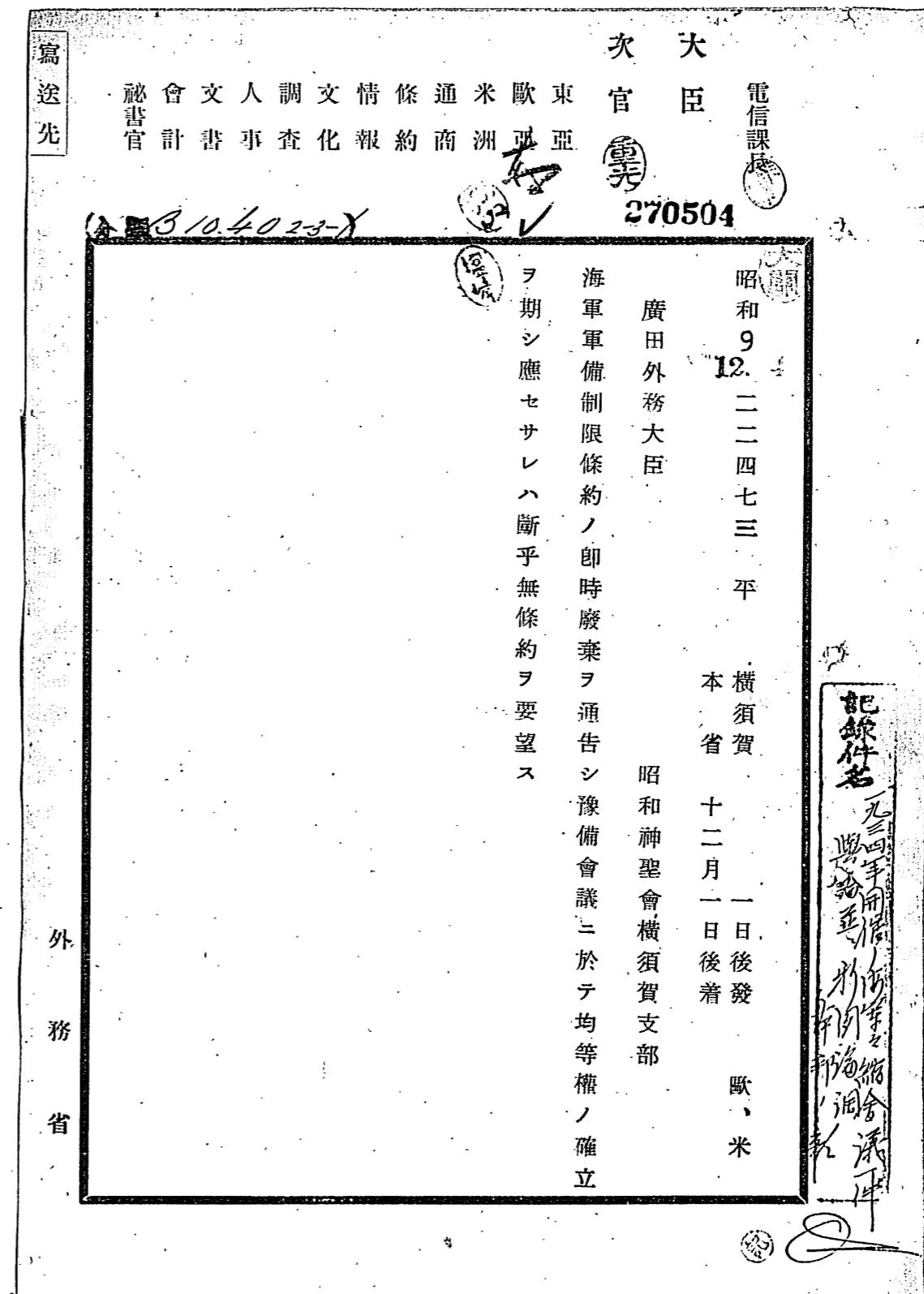
一、皇國日本、大精神ヲ發揚シテ帝國國防  
充實強化ヲ期ス  
二、海軍軍縮ニ關スル帝國案、徹底的貫徹  
ヲ支持シ國防自主權、確保ヲ期ス  
三、吾人ハ國策、遂行ヲ阻害セント入ル力  
如キ所有ル衆動ヲ絶對排撃ス

昭和九年十一月二十八日

帝國在郷軍人會  
濱田支部聯合分會長一同

B-1154

8124



B-1154

270505

文書B10402-37

歐亞局

總務課

別紙添付

接受

高軍發第5二號

件通牒

印鑑

外務大臣 廣田弘毅  
於十二月二日高崎市  
於ケル海軍々縮講演六會  
於現下非常時局  
宣明シタルニ付送付ス  
帝國在郷軍人會高崎支部  
對スル國民之民意ヲ

昭和九年十一月三日

8:26

B-1154

# 決議

270506

帝國ハ須ラク一切ノ術策ト重壓トニ對シ不屈不撓萬難ヲ排シテ我既定方針ノ貫徹ニ邁進スヘキナリ

## 右決議ス

昭和九年十二月二日

### 海軍々縮講演大會席上

#### 主催

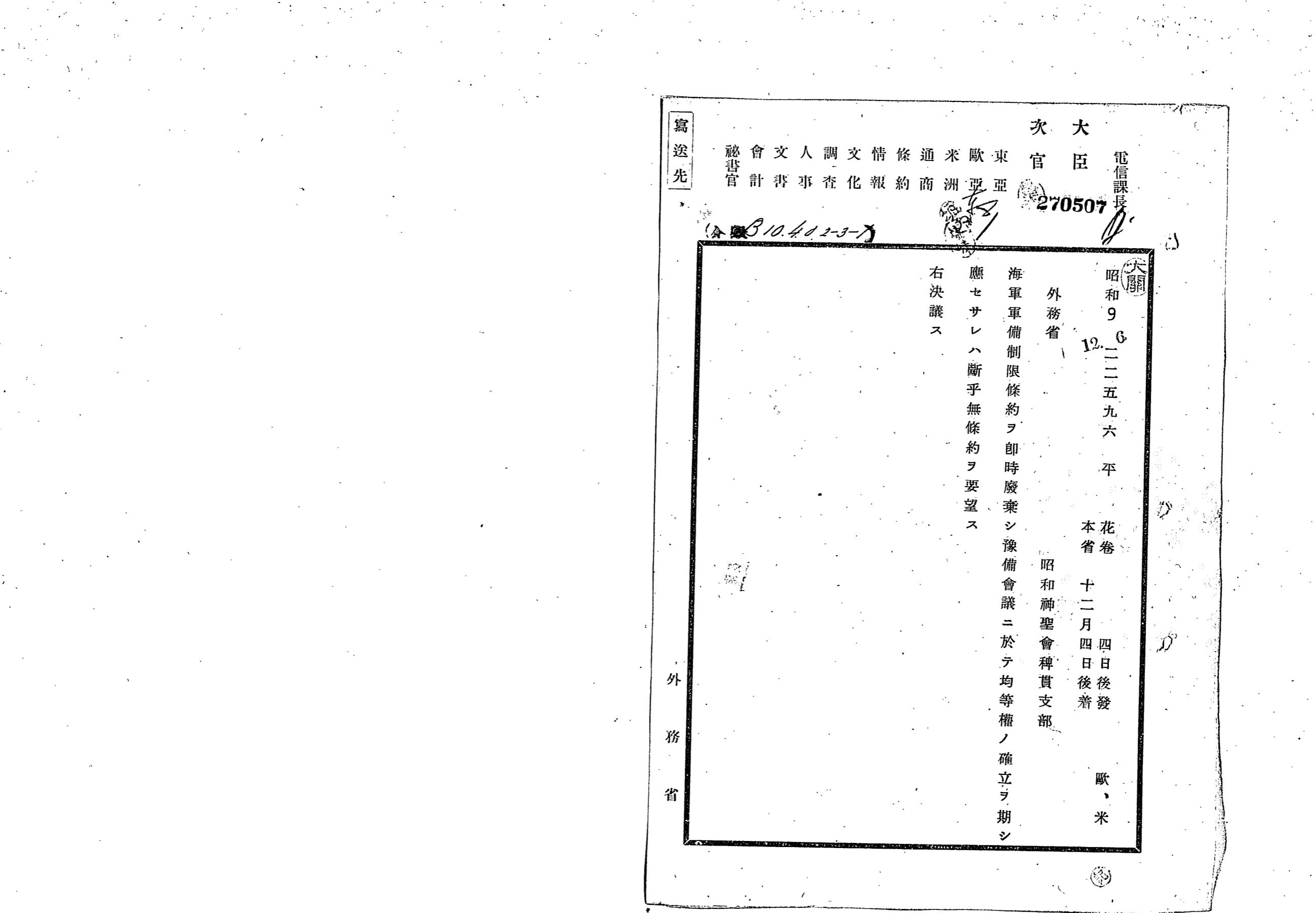
帝國在郷軍人會高崎支部管內在郷軍人一同  
群馬縣聯合國防義會高崎市國民國防同盟會

高崎市聯合青年團  
高崎市教育會  
高崎市消防組

#### 理由

海軍々縮豫備會商以來ノ經過ヲ觀ルニ英、米側ハ飽ク迄既存條約ノ實質的維持ノ態度ヲ賢持シ今ヤ辭ヲ妥協ニ藉り名ヲ與ヘ實ヲ奪ハントス、而シテ帝國カマツク首相ノ所謂私的妥協案ヲ拒否シテ以來全ク混迷ノ霧ニ鑽サルルニ至レリ

帝國力本會商ニ臨メル態度ハ日本及世界ノ新事態ニ即シテ歴史ノ正常ナル發展的基礎ノ上ニ無脅威不侵略ノ徹底的軍縮ヲ確立スルニ在リ國防ノ安全感帝國ノ自主的體面ヲ保持スルカ爲ノ軍備均等權要求ハ一二斷乎タル我帝國ノ國是タルノミナラス東亞及世界ノ新事態ヲ正當ニ認識スル者ノ等シク認メサルヲ得サル所ナリ、英、米兩國ハ之等ノ認識ヲ缺キ舊來ノ偏見ヲ脱シ得斯時勢ニ逆行スルノ盲動ヲ敢テスルカ故ニ倫敦會商ノ前途ハ今ヤ全ク行キ詰ルニ至レリ



B-1154

8128

270508

歐亞局

高橋第三七〇號

昭和九年十二月四日

秋田縣知事

武部六藏

(警務部長)

記録件番号  
昭和九年十二月六日  
受付本部  
支那事務局  
監理

内閣大臣後藤文夫殿  
外務大臣廣田弘毅殿  
陸軍大臣林銳十郎殿  
海軍大臣大角岑生殿

(管轄在支那軍事長官)

宣言及該文部省關

席開在支那人會

本邦一日右名義不以管下山都能為危難御  
集人今會先別於此宣言及該文部省關  
事實不移變者以還舊內否之更復上貢  
事由表に既定之會員數額也シムル大相馬等  
經費ヲ要入此其額額放置シ候狀況有之  
事及申(通)教修于

本邦一月右名義不以管下山都能為危難御  
集人今會先別於此宣言及該文部省關  
事實不移變者以還舊內否之更復上貢  
事由表に既定之會員數額也シムル大相馬等  
經費ヲ要入此其額額放置シ候狀況有之  
事及申(通)教修于

270509

宣 言

孤高自恃才雄國とす小國防の自主存くして何の説  
を乞うるを大年譯の平和と保障して東洋諸民族へ天下  
を長養せしむは天が日本に譲るま候余は此大任を完成  
其の為り日本一我國防力の充実を足次第一とす

(2)  
之を倫敦後備軍備の屋邊に彼するに本國は依然  
如き事務此率其差額湘江にて草麻條約の原則を  
國教之至在劣勢海軍並種要支ヒシ英國陸軍備均等  
の義名の下に老猶乃の體海去兼ノ兩國の眞意は既付  
度す。是ニ謂ひテ斯ノ如之ハ馬洋の平和守護ノ確  
保す。斯ノ猶か早見断レバ日本國民の憂患也復  
トシ。此ニテカニ斯衡生々身の平和と安全の秩序  
は後へ日臘も得哉。多モ明カ也。

攻防俱にそゝ目的を達セシム人皆寧ろ國防修業  
如クドキ葉布條約締結ノ年七経ニ之既に二月を跨  
え島草根植井の大喜はの條約を以て所期の安寧を期  
し能く即ち江戸ノ安寧を喪失其比率は一の植井  
の才氣之流亦最善の事。我甚張地居す。要あく之等此  
修業体斷之乎。且つ一日を借ヒニ他に過著す了機会  
其得也。也承認す。

蓋シ帝國在御衆人會算幕帝國聯合會の外に之をう  
意かうあると云ふ。臣聞明ヒテ之興猶を想起し、國民の根  
柢純正化し時運セキ取扱ひ以て渾身ノ妙手を發揮  
芝生運動す。光の指道精神を發揚し、之を表す事  
云々左ノ如レ

270510

- (3)
- 一、華府條約廃止通告並即時執行するを爲す  
二、支那等此事件は自主権を侵害し又國防の恒久的安寧  
を期し得たる爲めに於て是の紀念式を執事るを爲す  
三、軍備均等協定加賛擴張の實を獲得するを爲す  
四、眞理の精神にて是の擴張主義の低下を後  
退せんとする眞義を爲す  
五、右の目的を達成する爲めには新支那代表は豫備  
を備へて商社一蹴し以連江海事業へし  
支那政府  
昭和九年十一月十八日  
新支那代表  
支那在華商人會  
東京市聯合會

B-1154

8131

270511

他高第一六六八三號

昭和九年十二月四日

群馬縣知事 金澤正雄

九三事務室海軍と鐵道局  
開港件 航路及港務局

昭和九年四月一日

内閣總理大臣 岡田啓介  
内務大臣 後藤文夫  
外務大臣 廣田弘毅  
陸軍大臣 林銳十郎  
海軍大臣 大角岑生  
警視監 小栗一雄

海軍之縮講演会之狀況三關スル件

帝國在卿軍人會商兩支部長

平野四郎

右者主催ニテ 海軍中將 中野直松ヲ招聘シ本月

一日午後六時ヨリ管下高崎市中央小学校ニ於テ標記講演会を開催シ終ツテ別紙寫ノ如キ演説文ヲ決茂十郎  
平山本兩全叔ニ打電スルトガニ 内閣總理 陸軍 海軍各  
大臣(閣下)並三貴家商院議長丸野送スルトニ依立セ  
ルカ其ノ状況又記ノ通ニ有之候希此假文申(通)報候也

聽衆 六百名

開会、締

高崎府役場司令官 沢田大佐

請演題名 重大ナル時局上海軍之縮講演会式二就テ

270512

海軍中將 中野直義

要旨、上海事變及滿洲事變、柳々、勅因ハ海軍之縮會議ノ失敗ニアリトテ「ワシントン及ロンドン」會議ノ、状況ヲ説明シ更ニ我帝國海軍ノ造船技術、進展状況ヲ詳述シ世界各國ハ日本ノ造船技術ヲレタル結果カ軍縮會議ヲ開カル事トナッタノテアルトヨヘ英米ニ対スル我國ノ比率内題ニ言及シ更ニ今回、軍縮會議ニ対スル日本帝國ノ主張ハ

一國門ハ各國共均等テナケンハナラヌ

一軍艦ハ各國其自國ヲ守ル事ノ當度、程度、限度トシ他國ヲ攻メル為ノ軍艦ハニレテ、廢棄スヘン

テアレトテ我國ノ主張シ居ル條項ヲ論シ斯々公明正大ノ軍縮論テアリニ不拘、英米ハ勝手ナニト、言ツテ居ル以ニ日本

(2)

ハ條約廢棄、外ナク結局單獨廢棄トナリ又ト思フ其ノ結果各國ハ建艦競争トナレ、幸ニヤリ日本ノ主張ハ異ニ軍縮ノ目的ヲ達スル最善ロ、吾底ナリト信スルカ故ニ決シテ辰スルトナク、舉國一致以テ帝國ノ主張貫徹、爲メ努力應

援セラレム幸ツキ希望スト

一主催者ノ動議ニヨリ高崎市長山浦市三ヲ座長トシテ別紙ノ

決詳ヲナシタリ

一團會ノ辭  
高崎市長 山浦市三  
二十歳三唱 本縣教育部長 星子政雄

B-1154

8133

270513

別紙寫

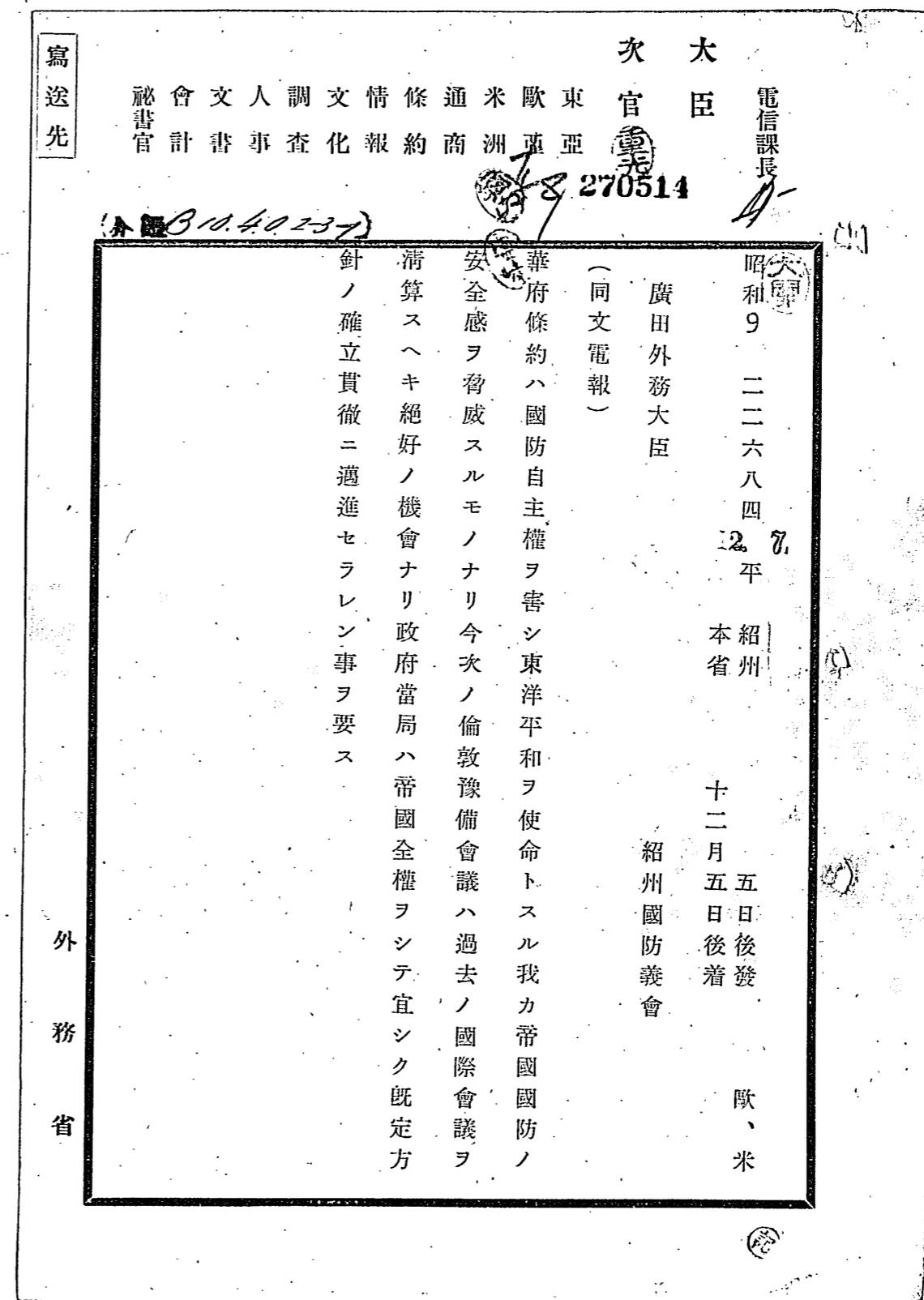
決議

帝國ハ須ラク一切ノ術策ト重圧トニ對シ不撓不屈  
萬難ヲ排シテ我既定方針貫徹ニ邁進スヘキナリ  
方決議ス

昭和九年十二月三日

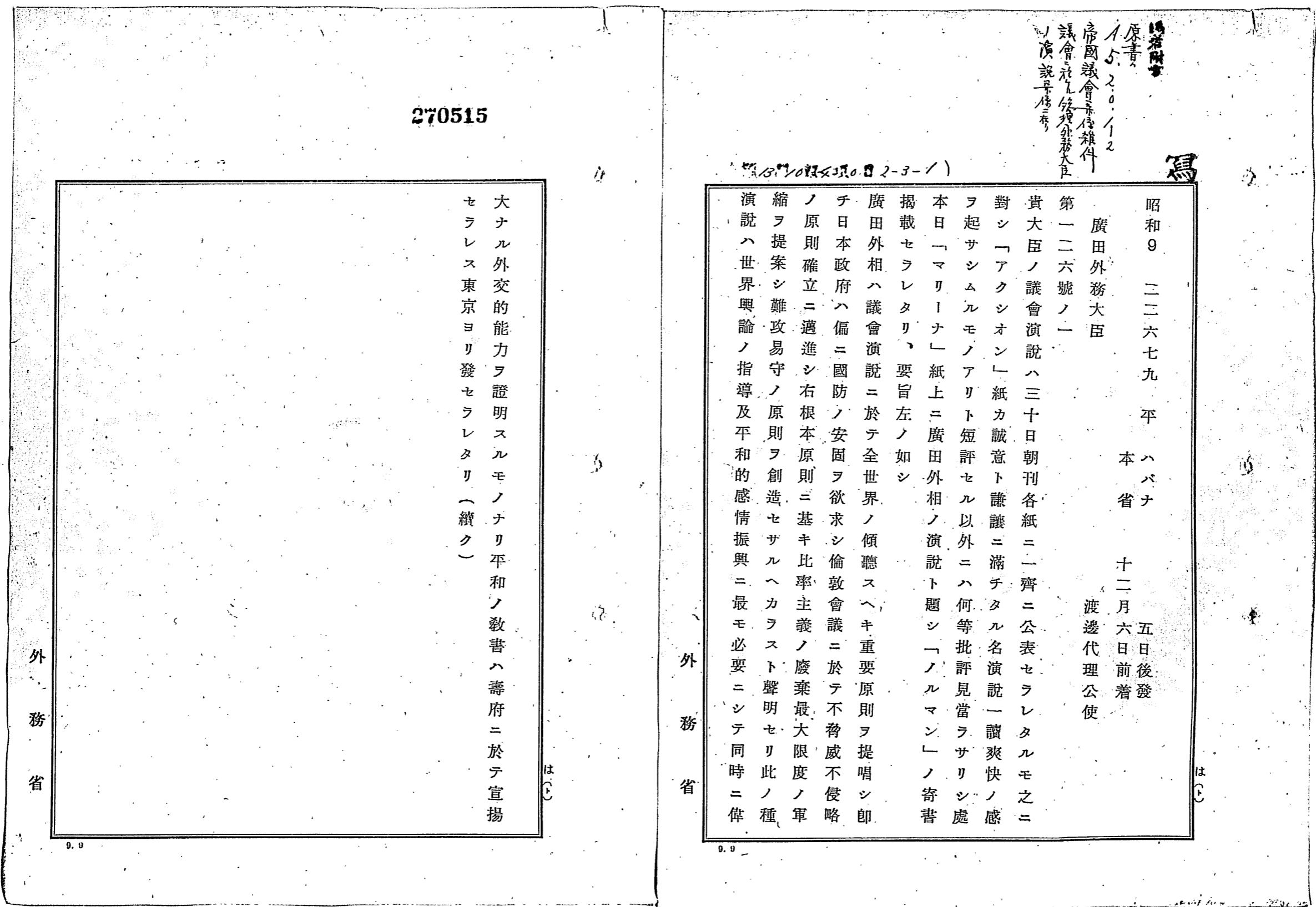
B-1154

8134



B-1154

8135



B-1154

8136

B-1154

8137

昭和9

一二六七六 平

ハバカ

本省 十二月六日前着 五日後發

廣田外務大臣

渡邊代理公使

第一二六號ノ二

各國共ニ國民負擔輕減ヲ欲セサル（モノナキ）ニ廣田外相ハ右趣旨ニ則リ徹底的軍縮ヲ提倡シ其ノ方法ニ付テモ亦之ヲ説示セリ演説ノ趣旨ハ倫敦會議ニ對スル攻擊的艦船廢棄ニ關スル予ノ提案ト全ク符節ヲ合ス而シテ會議ノ成否ハ「ニ之力採擇如何ニ懸ル」予力廢棄ヲ暗示セル「サラトガ」及「レキシントン」級航空母艦ノ如キハ軍國主義者ニシテ建艦競争ニ依リ世界平和ヲ求メントスル米國海軍卿「スワンソン」カ最モ得意下スル所ニシテ米國民ノ負擔輕減ノ意圖無ク廣田外相ノ意思下相應ル遠キモノアリ一片ノ演説乃至記述能ク世界ノ尊敬ヲ博スル事往々アリ廣田外相今回ノ演説ニ於テ之ヲ見ル  
米及英ヘ轉電セリ

外務省

270516

歐亞局

靈譯

昭和九年十一月廿四日

木邦士

終言特高社第十九〇六號

德島縣知事  
宇塚九一

内閣總理大臣岡田啓介殿  
内務大臣後藤文夫殿  
外務大臣廣田弘毅殿  
各廳府縣長官殿

徳島戰友會、海軍之縮回顯三對

スル決議文祭送三關スル件

日清日露兩戰後三出征シタル徳島市内

在住、在御將兵ヲ以テ組織セル

徳島戰友會

アリテハ、本月二日前十時ヨリ在管下歩

兵備四十三聯隊將校集會所ニ於テ本  
年度秋季總會ヲ開催三出席者百餘  
名アリタル其席上備設ニ於ケル軍縮豫  
備交涉問題ヲ論議シタル上政府當局並  
ニ帝國全權ヲ激励スペク別添内容、如キ  
參議ヲナシ同會名義ヲ以テ之ヲ首、外、海陸  
全權ニ傳達方依頼スベ久滿場一致可采シ會長

8138

B-1154

270517

タル

徳島市

安

完町

徳

平

後備陸軍歩兵大佐（明倫會徳島支會委員）

右及申（通）報候也  
年於目下斧送準備中  
完成三鄉送スル  
右及申（通）報候也  
地有之  
上徳  
平

B-1154

8139

270518

刷紙

議

兵力、均等ハ獨立國家、權利ニシテ國防、安  
全威心、確立ニ依リテノミ保障セラル、モノナリ  
ルニ英米ハ言ヲ花右ニ托シ容易ニ我主張  
ヲ客レス今ヤ偏敷豫備交渉ハ停頓遼々トテ  
進展ヲ見ス輒モスレハ決裂ヲ傳テ我全權閣  
下ハ我主張客レラレサレハ決裂ヲ辭セサル、覺悟アル  
ヲ以テ折衝ニ任シ政府當路者又此、覺悟アル  
リ確信スト且由秉外交一事遂嗜シ難ニ若ニ莫  
タリトモ英米ニ勝テ屈スルカ如キコトアリテハ何ヲ  
以テカ金弱無缺、國体ヲ擁護セニヤ何ヲ以テ  
祖宗、神靈ニ答ヘ奉ラシヤ我國民、既ニ一致セ  
リ決心セリ、兵力、均等ヲ謀ノラレサレバ決裂毫  
毛辞セサルノミナラズ劇テ以テ起ツ又般テ辭セサル  
所ナリ

3 閣下伏スヤ又期スル所カリテ國民、期待ニ副フ如

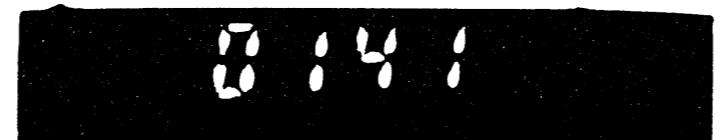
ク善處セラレツ、アルヲ信スト且我等會員一同茲  
ニ國民絲意ナル所シ彼擬シテ政府、初志貫  
徹ニ邁進セラシニトテ望ム

德島縣德島戰友會

昭和九年十一月二日

内閣總理大臣岡田啓介閣下  
外務大臣廣田弘毅閣下  
海軍大臣大角岑生閣下  
陸軍大臣林銳太郎閣下

B-1154



270519

歐亞局

水會第四七八號

宣言決議送付件

昭和九年十二月八日

帝國在郷軍人會水戸支部

外務省  
東京御中  
十二月四日當支部ハ現下非常時局ニ對シ支部大會ヲ開催シ別紙宣言決議ヲナミタルニ付参考送付候也

一九三五年十二月八日  
本邦昭和九年十二月八日  
別紙添付

接受

B-1154

0142

270520

宣 言

東洋の平和を確保し諸民族の天分を長養せしむるは我帝國の使命たり此の重大使命を完成せむべく爲め國防の充實は必須の要件なり。

然るに華府並倫敦條約は皇國の安全を脅かし我建國の大使命遂行を阻害するに到りたること敢て論を俟たず吾人は國家當然の國防自主權擁護の爲め斯かる不平等條約を速に廢棄せざる可らず。今や海軍軍縮會議の難關は眼前に横はり聯盟離脱に伴ふ危機正に目撃にあり此の時に方り英米列強の策謀は彌々深刻化し蘇國亦不當なる極東の戰備を擴大し暴慢極なし。

之れ實に我帝國の隆替を決し大和民族興廢の岐路に立つ古今未曾有の非常時にあるらずして何ぞや吾人は宜しく責任の重大なるを自覺し我が建國の大精神に基き不撓不屈斷乎として正義を持して邁進し皇軍武威の發揚に專念努力し誓つて聖慮を安じ奉らむことを期す。

右敢て宣言す。

決 議

- 一、日本精神を發揚して舉國一致皇國々防の充實を期す。
- 二、速に華府條約の廢棄を通告し國防自主權に基く軍備平等の原則を確立せんことを期す。
- 三、時局の重大に鑑み他の宣傳に迷ふことなく政府當局及全權に信賴すると共に苟くも國論の統一を阻害するが如き策動に對しては徹底的に之を排撃す。

右 決 議 す

昭和九年十二月四日

帝國在郷軍人會水戸支會大會

B-1154

8143

B-1154

四

|      |                       |                       |  |      |         |       |
|------|-----------------------|-----------------------|--|------|---------|-------|
| 電信課長 | 昭和9                   | 一二九〇九                 | 12.15  | 平福島  | 十二月十日後發 | 歐、米、條 |
| 寫送先  | 大臣                    | 次官                    | 廣田外務大臣   | (同文) | (脫)     |       |
| 祕書官  | 東歐亞洲商約會計事書報化查人調文情條通米歐 | 東歐亞洲商約會計事書報化查人調文情條通米歐 | 海軍軍備制限條約ヲ廢棄シ豫備會議ニ於テ均等權ノ確立ヲ期シ應セ<br>ガレハ斷乎無條約ヲ要望ス |      |         |       |
| 外務省  |                       |                       |  |      |         |       |

電信課長  
次官大臣  
東歐米通條約事報化商調查會文調人文會書計  
祕書官  
270525

昭和 9 一二二九九 平 山形香澄 九日後發 歐、米  
廣田外務大臣 本 省 十二月九日後着  
(同文電報)  
昭和神聖會山形地方東部  
海軍軍備制限條約ヲ廢棄シ均等權ノ確立ヲ期シ應セサレハ斷乎無條  
約ヲ要望ス

一九三五年八月三日正午  
外務省  
本邦之部

B-1154

8145

B10-A-0-243-1

270526

歐亞局

第二課長

別紙番付

宣言決議進達一件  
昭和九年十一月十日

鳥根縣西部八郡軍縮講演會會同者一同

外務省御中

十二月九日 帝國在郷軍人會濱田支部主催軍縮大  
講演會=際シ會同者一同ハ時局鑑鑑別紙ノ通  
宣言決議致候付此一既及進達候也

宣 言

天地、公道ニ立脚シ世眾ノ平和幸福ヲ念トスルハ  
 帝國三千年來、國是ニシテ帝國ノ軍備ハ固ヨリ  
 自ラ護リテ敢テ他ヲ侵ササル底ノモノタリ。其ノ己ム  
 ナクシテ動クヤ破邪顯正ノ義軍タリ然ルニ今ヤ  
 列國ハ直面セル海軍軍備縮少問題ニ關シ不合作  
 理ナル既往ノ條約繼續ヲ強要シテ帝國ヲ彈壓セ  
 ントス萬一帝國ノ公正妥當ナル主張カ霸道權  
 道ニ依リテ我怨ヲ是レ追及フセントスル列國ノ爲  
 抑制セラルルカ如キコトアランカ國威ハ蹂躪セラレ  
 東洋、平和ハ破壊セラレ世眾ノ前途ハ永久ニ暗  
 懈タルモノアラン是レ眞ニ譽國一致時難ニ赴ケキ  
 秋ナリ

吾人ハ茲ニ一絲亂レサル結束ヲ以テ國家生存ノ要義

タル國防ノ自主権ヲ確保センコトヲ期ス

右敢テ宣言ス

決

議

一吾人ハ我カ建國ノ大精神ニ則リ正義ノ主張タル海  
 軍軍縮豫備交渉ニ於ケル帝國代表ノ正論ヲ

絶對支持ス

二吾人六世界ノ現情ニ鑑ミ舉國一致所有ニル苦難ヲ  
 打破シテ正當ナル自主的國防ノ確立ト其ノ充實ト

ヲ期ス

右決議ス

昭和九年十二月九日

島根縣西部八郡軍縮講演會會同者一同

8:145

大 臣 次 官  
電信課長  
秘書官  
會文人調文情條通米歐東  
計書事查化報經商洲亞  
270528

大關 昭和 9 二三〇〇〇 12.15 平  
廣田外務大臣 本 都 宮  
十二月十一日後發 歐、米、條  
海軍軍備制限條約ヲ即時廢棄シ豫備會議ニ均等權ノ確立ヲ期シ應セ  
サレハ斷乎無條約ヲ要望ス

昭和神聖會  
宇都宮支部

昭和 9 二三〇〇〇 12.15 平  
十二月十一日後發 歐、米、條  
海軍軍備制限條約ヲ即時廢棄シ豫備會議ニ均等權ノ確立ヲ期シ應セ  
サレハ断乎無條約ヲ要望ス

外 務 省

B-1154

8147

歐亞局

⑥

高被收第一五二六二号

270529  
昭和九年十二月十一日

新鴻縣知事千葉了

昭和九年十二月廿四日接受(記)

内務大臣 従文夫 殿  
外務大臣 廣田弘毅 殿  
陸軍大臣 林銳十郎 殿  
海軍大臣 大角岑生 殿  
各府縣長官 殿

倫敦條約等破棄宣言決議二案八九件

管下山蒲原郡新井田町及内町在郷軍人令会三月年聯合會

教育令婦人令会年聯合會主催去ル土月三日午後七時三十分開

内町清見町小学校前テ帝国軍銅軍人会指導部長陸軍豫備少  
將石坂弘毅ヲ招請シテ軍事演習会ヲ元催シテ社家約千七百名  
シテ海師石坂大将ハ表裏ヨリ見タル軍縮令後ト帝國、國防  
監下ニ演習ヲナシ社家二多大感動ヲ生ハ午後十時演習ヲ終了シ  
カ該演習終了後内町在郷軍人令会副會長若槻倉翁ハ倫敦軍縮  
条約破棄宣示元別找宣言決後ヲ朗読シテ一祝之言ノ久井場  
致シテ該宣言決後ヲ外務(責)大臣陸軍(責)兩大臣  
參送元事、快シ教令之狀況、有二  
右及申(通)報候也

B-1154

8148

## 宣言

北帝時局危叫以来已ニ三年今や我國危急存亡ノ前檣免軍臨予  
舊會商ハ（开カレ列強各其畫策謀後ニ餘念ナシ加ニ國際情勢ハ甚急迫シ殊ニ隣邦關係ハ益々重大性ヲ加ヘ一刻、偷安ヲ許サハル時不幸再び前者ノ辙ヲ踏マンカ皇國、前途東洋平和、維持亦以テ逆賊スカラス或ハ懼ル三千年未克輝アル歴史ヲ段損シ歷聖、皇謨ヲ失墜セントラ此時ニ當リ我等國民ハ皇國永遠ノ福祉、建國、使命遂行為ソ故然トシテ備約廢棄ノ通告ラ即時断行ラ西女望スヘト共ニ拳國一致益々志氣ヲ振張シ今後、難關突破ニ邁進スコトヲ期セサル可ラス

決議

一、皇國日本之世界的地位ヲ十分認識セシメ断然列強、拘束ヲ排除シ以テ國防自主権、確立期ス  
二、屈辱的條約、廢棄通告ラ即時断行ス

昭和九年十一月三十日

新潟縣新潟市  
新潟田町在郷軍人分会  
婦教育会  
聯合青年会

以上

寫送先

東歐米通條情文人調查會秘書官計書事查化報約商洲亞

大臣

電信課長

270531

昭和9二三一二一12.15平

本省前橋

十二月十二日後發

歐米

(發信人名ナシ)

決議

海軍軍備制限條約ヲ即時廢棄シ豫備會議ニ均等權ノ確立ヲ期シ應セ

サレハ斷乎無條約ヲ要望ス右決議ス

外務省

8150

B-1154

270532

一、五國佔勢上海軍公佈會議  
（海軍名海軍公佈會議部利）  
一、現有海軍公佈多約內容，核討  
（海軍有終有利）  
一、八月廿日海戰，因志上現代，危詳。  
（臣已面見君）  
以 上 各  
（印教別在三事） 部

|                |            |                                       |                   |
|----------------|------------|---------------------------------------|-------------------|
|                |            | 文書課長                                  |                   |
|                |            | 文書課發送昭和九年二月拾七日發送濟                     |                   |
|                |            | 管主 情報部長 了 主 第三課長 任                    |                   |
|                |            | 報三排通第合一七四四號 昭和九年二月拾參日                 |                   |
|                |            | 受 告方 乙編 別表一通                          |                   |
|                |            | 發人名件錄記                                |                   |
|                |            | 昭和九年十二月十二日起草                          |                   |
|                |            | 正稿(原稿) (淨書)                           |                   |
|                |            | 淨書                                    |                   |
|                |            | 附屬物別便                                 |                   |
|                |            | 物同封                                   |                   |
| 件名             | 件名         | 發人名件錄記                                | 昭和九年十二月十二日起草      |
| 本件冊子一通記一通書二通付之 | 叶弓圖保冊手送付一件 | 件名 記<br>年月日備用年份<br>件<br>者備註字面同<br>本印印 | 正稿(原稿) (淨書)<br>淨書 |

B-1154

151

270533

在 外 公 館 表 昭 和 年 月 日 附 普 機 通 合 第

號 (總數一五三)

普通合第

昭和九年九月十日現在

B-1154

W 15 E

270534

日露戰役三十周年記念

八月十日海戰の回想と現代の危機

渡邊正三

B-1154

8153

270535

はしがき

一、本書題して『八月十日海戦の回想と現代の危機』といふ。八月十日はとつぐに過ぎ去つてしまつたから、正に六萬十菊の感があるであらうが、これは筆者が貧乏で印刷不能なりしたためである。船體は既に出来上つてゐたのであるが、進水式が出来なかつたのである。

二、今や一九三五年の危機切迫と共に、國民の間に澎湃たる軍國思想、熱烈なる日本思想の横溢、飛躍を見るのは、皇國のため洵に慶びに堪へないところである。然しそれが國際聯盟の十三對一より四十二對一と進展してから、稍上滑りの觀がありはしないか。我無敵海軍のためスチムソン氏が拳骨のやり場に困つたからとて、大和魂のほかに異國魂を認めず、追隨卑屈外交の反動に喧嘩非協調外交を押立てようとするの傾きがありはしないか。漸く盛んになりかけた國防軍備に対する熱意も、國運を賭した三十年前の危機に對する理解なくしては、到底正しく持続することはむづかしい。

三、これらの抱夢から本書は生れたのである。若しも今の世が倫敦海軍會議當時の如くであつたら、本書は誕生しなかつたであらう。

四、尙ほ本書の刊行は、畏友鳴海連氏夫妻の鞭撻に負ふところが甚だ多い。印刷者多田基氏の好意と共に、茲に誌して衷心より感謝の意を表す。

昭和九年九月

渡邊正三

B-1154

8154

270536

## 日露戦役三十周年記念

# 八月十日海戦の回想と現代の危機

### 目 次

- 黄海々戦の重要性
- 我が海軍の大厄難
- 東郷元帥の偉大さ
- 初めての艦隊戦闘
- 第一合戦の状況
- 第二合戦の状況
- 戦争は冒險なり
- 勝敗一に主將に係る

- 東郷元帥並に加藤大將の言
- 三十年前の大軍力
- 明治天皇建艦詔勅を賜ふ
- 感心出来ざる風潮
- 危機対策何れにありや
- 眞の舉國一致

黄海々戦の重要性

明治三十七年八月十日。

この日は旅順在泊の露西亞太平洋第一艦隊が、浦鹽への遁逃を阻まれ、遂に四分五裂して自滅の途を辿るに至つた、所謂黄海々戦の記念日である。

鳥兎勿々、今年は早やその三十周年を迎へるに至つたが、日本海々戦の歴々たる大捷と、近年益々盛んになりつゝあるその記念日のため、この黄海々戦の方は、段々人々の記憶より薄れ行くの感がある。單に黄海々戦といへば『煙りも見えず雲もなく』で有名な、日清戦役の黄海々戦を想ひ、且つその『勇敢なる水兵』の挿話を浮べ、進んで日清、日露何れの黄海々戦かと借問する者は少い。況んや誰かよくこの海戦に於て、恐れ多くも金枝玉葉の御身を以て奮戦し給へる、三笠分隊長海軍少佐伏見宮博恭王殿下（現軍令部總長）の御負傷遊ばされたる御事績を知るや。殊にこの黄海々戦に於ては、翌年の日本海々戦と異り、敵艦は一隻と雖も沈没して居らず、然も我艦隊は一時非常に不利な對勢となつて、正に流星光底長蛇を逸せんとしたことに至つては、一層知られてゐないところであると思ふ。更に本海戦が日露開戦以來初めての艦隊戦闘であり、我戦艦群はこの時三分の一に減勢されて

— 3 —

— 2 —

B-1154

8155

270537

ゐたこと、また翌年の日本海々戦の大捷は、實にこの八月十日の教訓によつて獲られたことなぞは、  
玄人のみよく知るところであらうか。

抑もこの八月十日の黄海々戦は、旅順の背面攻撃(主として海軍陸戦重砲隊の間接射撃)によつて、  
正に殲滅せしめられんとした敵艦隊が、最後の勇を鼓して脱出し、浦鹽へ遁走せんとしたため起つた  
もので、正しくは蔚山沖の海戦(上村艦隊と浦鹽艦隊)コルサコフ沖の海戦(對島及千歳のノーウヰ  
ク撃沈……)この千歳には、東伏見宮依仁親王殿下副長として御乗艦、御奮戰遊ばされた)をも包含  
させるを至當と考へるものであるが、本論に於ては、文字通りの黄海々戦に限定する。而してこの黄  
海々戦を論ぜんとする時は、必然に五月十二日より十七日に至る間に續發した我海軍の大厄難を略述  
する必要がある。

### 我が海軍の大厄難

我海軍の大厄難とは何であるか。ほかでもない、今なら陸奥、長門にも比すべき精銳、初瀬、八島の兩  
戰艦が、敵の機雷に罹つて爆沈した(各五月十五日)その前後の相連いだ艦艇喪失をいふのである。

陸の奉天會戰、海の日本海々戦のみを想ふ者には、日露戰爭は洵に坦々たる大道を闊歩したものと

しか考へられないだらうが、中々に然らずである。即ち次の如く我國はこの前後數日間に、戰艦六隻  
中二隻を失つたほか、巡洋艦吉野、宮古その他合計八隻三三五、一七一噸の艦艇を失つたのである。

而して一方敵太平洋第一艦隊は、僅かに戰艦ペトロ・パウロフスク(マカロフ提督坐乗、四月十三日  
我機雷のため爆沈)及巡洋艦ボヤーリン、水雷敷設艦エニセイ(各二月十一日自己の機雷に觸れ沈没)  
の三隻を失ひ、巡洋艦バヤーンを損傷(機雷による)せしめたのみで(他には驅逐艦數隻のみ喪失)  
浦鹽艦隊と共に依然存在し、四月三十日には太平洋第二艦隊、所謂バルチック艦隊の編制が、海軍元  
帥アレクセイ アレクサンドロウキツチ大公の名によつて發表されてゐるのであるから、當時我艦隊  
將士が、この大厄難のため如何に動搖したかは、蓋し想像に餘りあるところである。いま水野廣徳氏  
の著書『戰影』の中より、當時の一士官の觀察、心境を左に抄録して見る。

『人々の顔色は見る／＼變り、眼は忽ち憂愁の雲に塞された。陰鬱の氣は室内に満ちて、不安

の情は人々の面に露はれ、絶望的の歎聲は此處彼處に發せられた。』

『味方の戰艦は僅に四隻に減じて仕舞つた譯だ。旅順の敵艦は袋の鼠とは云へ、まだ生きて居る。  
何時網を破つて出て來ないと限らない。婆羅的艦隊も近々出發するとの情報がある。之も隨分困  
難な仕事ではあるが、絶対に不可能とは云へない。さうなると戰局の前途は今後どう變化するか判

B-1154

8156

270538

らない。こんな事を思ふと心細くなる。悲観的になる。酒を飲んでもちつとも酔はない。無論甘くない。』

幾ら時の山本海相が『先づ日本の軍艦は半分沈没させる覺悟だ。』と決心してゐたとて、未だ艦隊戦闘を交へないうちに、ボカ／＼こつちの艦がなくなるのを見ては、いかな勇將、猛卒と雖も、氣落ち轉々懊惱するは洵に人情の當然である。

### 東郷元帥の偉大さ

然るに一人よくこの大厄難に處して泰然自若、非人情、超人振りを發揮して、全軍の士氣を支へ復した人がある、東郷元帥である。人口には『此の一戦』の東郷元帥として論交してゐるが、眞に東郷元帥を知る者は、この大厄難に於ける元帥、八月十日海戦に於ける元帥に、眞に神將としての偉大さを見るのである。同じく水野廣徳氏は、この元帥の偉大さに就て、矢張り『戦影』中に左の如く述べてゐる。

『子供が悲しいに就け、恐しいに就け、常に親を呼ぶ如く、此の際頼みに思ふのは唯長官ばかりである。世人或は日本海の大捷を以て東郷大將の大を稱するも、自分は寧ろ此日の不運なる大惨禍に處して、泰然として驚かず、悠然として迫らず、徐に全艦隊を收集して善後の策を運らされたる

東郷大將の大なるに敬服するものである。』

『明治三十七年五月十四日、十五日に起りたる我海軍の大危難に對して、能く之を狂瀾の既倒に支へ得たるものは、東郷大將唯一人であると思ふ。』

沟にこの通り、敢て蛇足を加ふるの必要がない。而して如何に英雄を認めない者でも、此の如き超人の存在を否定することは出來まい。艦隊司令長官その人が如何に大切であり、その喜怒哀樂が如何に全軍の利害、一國の休戚に影響するかは、このやうな不幸に遭遇せざる限り、蓋し世人のよく認識じ得ないところであらう。筆者はこゝに喜怒哀樂といつたが、當時有名なマカラフ提督が、乗艦ベトロ・バウロウスクと共に、我機雷のため爆沈した原因は、實にその一駆逐艦の撃沈されたのに怒りを發して平靜を缺き、掃海せずに出動したためであつた。而して彼の三略に『將可樂而不可愛矣將憂

露西亞選り抜きの精銳で、この日相戦つた彼我總兵力は左の通りである。

### 初めての艦隊戦闘

さてこの大危難、一軍の動搖を経て、遂に八月十日の海戦は來た。抑も露西亞太平洋第一艦隊は、

B-1154

8157

270539

|       |     |         |        |
|-------|-----|---------|--------|
| 艦種    | 四隻我 | 五七、七三頓國 | 六隻露    |
| 戰艦    | 四   | 三四、七九五  | 一      |
| 装甲巡洋艦 | 一〇  | 四三、〇四七  | 四      |
| 巡洋艦   | 一八  | 一三五、五六五 | 一〇     |
| 合計    | 一八  | 一三五、五六五 | 九五、五二九 |

註——外に我方驅逐艦十八隻、水雷艇三十二隻參加（但露國側驅逐艦噸數不明に付我方も單に隻數のみ掲ぐ）。露國側驅逐艦八隻（噸數不明）

然し實際雌雄を決した彼我主戦部隊の勢力は左の如じ。

|       |     |         |     |
|-------|-----|---------|-----|
| 艦種    | 四隻我 | 五七、七三頓國 | 六隻露 |
| 戰艦    | 二   | 一五、四〇〇  | 一   |
| 装甲巡洋艦 | 六   | 七三、一二三  | 六   |
| 合計    | 六   | 七三、〇八二  | 一   |

この時我は堅船初瀬、八島等を失ひ、尙長期の封鎖作戦によつて、艦艇の勢力低下し居る上、第二艦隊(上村艦隊)中の装巡四隻は参加不得す。(浦賀艦隊に對するため朝鮮海峡にあり)僅に装巡日進、

春日を併せて、戦艦二隻の缺を補ひたるに對し、敵はペトロバウロウスクを除き、數次の我水雷攻撃によるも、何等の損害を受けたることなき顔して、戦艦ツエザレウキチ(司令長官ウキトグフト少將坐乗)を先頭に、艦船軸輪相衝んで出動、こゝに開戦以來初めての、彼我艦隊戦闘が展開されたのである。いま軍令部編纂の『明治三十七八年海戦史』及び海軍有終會發行『有終』昭和五年五月號所載『露國側より觀たる八月十日の海戦』(藤田不鳴氏)等によつて、戦況を左に略述して見る。但し主として彼我主戦部隊の行動のみに止める。

### 第一合戦の状況

先づ本海戦は行動圖の如く、旅順の前面、遇岩附近より、山東角の北方約三十浬のところに亘り、大體午後零時三十分より三時二十分に至る第一合戦と、同五時三十分より八時過ぎに至る第二合戦との、前後二回の合戦であり、第一合戦に於ては、勝負なしであつたことに注意せられたい。

この日早朝より敵艦隊は、港外の機雷を掃除して一條の通路を開き、徐々に港外に現出し、午前十時頃には已に老鐵山の南方に達し、針路を山東角に向かた。

この敵艦隊出港の警報が圓島北方の聯合艦隊旗艦三笠に相應いで到るや、東郷司令長官は直に全軍、

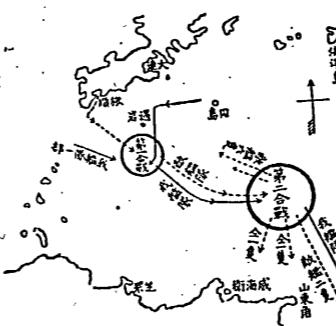
— 9 —

8158

B-1154

270540

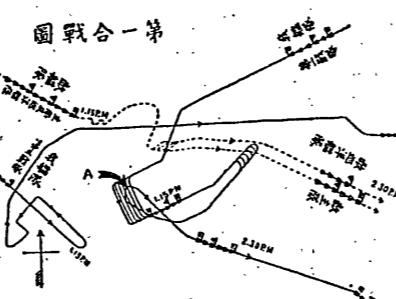
## 行動圖



の集合を命じ、自ら第一戦隊（三笠、朝日、富士、敷島）を率む、且つ日進（片岡第三艦隊司令長官旗艦、春日を合せて、三笠、朝日、富士、敷島、春日、日進の順序に單縦陣を作り急行、午後零時三十分、遂に遇岩の西北西約十浬に方り敵艦隊の南東に航下するを発見したので、未だ全軍の集合を終らざるも東郷司令長官は直に軍艦旗を三笠の檣頭高く掲げしめ、戦闘開始を令した。一方出羽司令官の率ゐる第三戦隊（八雲、笠置、高砂、千歳）（浅間は未だ加はらず）は敵艦隊の右方に並航した。

時に敵艦隊は戦艦ツエザレウキチ、レトウキザン、ボベーダ、ペレスウェート、セワストーポリ、ボルターワ、巡洋艦アスコリド、バルラーダ、ディヤーナの九隻單縦陣となり、巡洋艦ノーウィク及び八隻の駆逐艦は、その左側に並航し、病院船モシゴリア之に續く。當日淡鶴海上を單むるも天氣晴れて南の微風あり。

最初我主力は敵を洋心に誘出せんと欲し、午後一時左八點に一齊回頭し、横陣に變じて南々東に航



したが、敵は一意南東に逸出ししようとするものゝ如きため、更に又左八點に一齊回頭して逆番號單縦陣となり、日進を嚮導として東北東に進み、同十五分より遠距離緩射警を開始し、ついで北東に變針して敵の先頭を壓せんとしたが、敵は一旦稍左轉し又右轉して南方に向ひ、我後方より逸出しようとする有様なので、午後一時三十分右十六點の一齊回頭を行ひ、三笠を先頭とした單縦陣に復して南西に急行し、以て敵の陣列に對し丁字を畫き猛射を浴せ、漸次北方に轉針し掩撃したので、その後列にあつた巡洋艦隊その他は皆戰艦の非戰側に遭れ、二列縦陣となつた。この時我艦隊は轉じて敵の前路を遮らうとしたが、機少しく遲れたため、遂にこれと並航するに至り、彼は次第に左方に變針して距離漸く遠さかつたので、午後三時二十分、一旦射撃を中止し増速して敵を追跡した。この一戦に於て我旗艦三笠は、午後一時三十六分頃敵の十二吋砲弾のため、大檣を打ち貫かれ爾後の速力に影響した。

270541

露國側記錄——午後一時二十分巡洋艦日進（距離約一萬四千八百米『鍾を筆者に於て米に換算せり以下同じ』先づ砲火を開き、ついで各艦亦射撃開始、爾後漸次彼我の距離接近して五千二百米乃至五千六百米となるに及び我艦隊は大口径砲を以てこれに應戦した。これよりさきウキドガフト提督は左四點の正面變換を命じ、殆ど敵と並行反航の姿勢を執つた。（原註——日本艦隊の記錄によれば砲戦開始は日本艦隊の反轉後のやうに記載してあるけれども、我艦隊の記錄によれば射撃開始は明かに彼我反航中に行はれたのである。）而して東郷提督は我艦隊の正面變換を見るや直に左八點の一齊回頭を行ひ、のち更に同様の一齊回頭をなし我と同航した。

午後一時四十五分、ツエザレウキチは機雷敷設線を認め、急遽右八點の正面變換を行つた。かくしてツエザレウキチが急轉して南航するや、東郷提督はこの行動を以て我艦隊が第一戦隊の後尾を迂回せんとするが如く解したと見え、直に十六點の一齊回頭を行ひ三笠を先頭とし、その高速を利用して我先頭を壓しつゝ南西に航進した。

午後二時二十分、反航の結果、彼我の距離漸次増大して、戦闘は僅に駆逐のみによつて繼續された。のち東郷提督は右舷に回頭して反轉したけれども、時機稍遅れたため、遂に我後方より追蹤する對勢となつた。こゝに於て我艦隊は漸く日本艦隊と離脱し、朝鮮海峡に向け航走した。

## 第二合戦の状況

增速追蹤一時間経て、午後五時三十分、敵先頭との距離約七千米となつた時、彼我砲火を開き激戦一時間のうち六時三十七分、我巨彈一發旗艦ツエザレウキチの司令塔附近に炸裂するや同艦はその舵機を損したるものゝ如く、忽然左轉して自己の列中に突入せるを以て、陣列ために崩れ各艦或は右し或は左す。第一戦隊これに乘じ七時より北方に變航しつゝ彼を包囲し、ついで左四點に回頭し、梯陣を以て敵の前路を壓迫せしに、彼の諸艦益々潰亂して、概ね西方に遁れんとす。恰もよくこの時浅間（裝巡）及び第五戦隊の一部は敵の北西に現れ、第三戦隊はその南東に迫り、各隊相應じて益々これを包囲したため、敵は遂に四分五裂してしまつた。のち午後八時東郷司令長官は驅逐隊、艇隊に襲撃を令じ、ついで戦闘を中止した。

この第二合戦に三笠の被つた要部の弾痕實に二十餘個を數へ、殊に開戦の初め後部十二吋砲附近に爆裂したものは、その一門を破損し、分隊長海軍少佐博恭王殿下御負傷遊はされ、卒一名戰死し、下士卒十六名の負傷者を出した。また午後六時三十分頃前艦橋に爆裂したものは、七名を斃し、艦長、參謀等を傷けた。現海軍次官長谷川中將もこの時負傷したのである。この戦闘に於て第三戦隊旗艦八

— 12 —

— 13 —

0150

B-1154

270542

雲

(裝巡)は第一戦隊に入つて段續日進に續航した。

露國側記録——第一合戦終了後の對勢を示せば、我艦隊は並列縱陣を作り(右側は戰艦、左側は

巡洋艦)速力約十四節、南六十二度東の針路を以て山東

角に向つてをり、日本艦隊の第一戦隊は我右舷後方より

單縱陣を以て追蹤し、刻々我に接近してゐた。

午後五時三十分頃、彼我兩隊の距離は著しく短縮した

のであるが、この時敵の巡洋艦八雲は既にその主隊に合

同して日進の後方に續航し、敵は我戰艦六隻に對し、主

力艦七隻を以て相對峙するに至り、遂に距離約七千四百

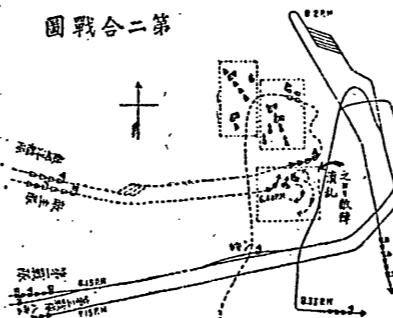
乃至九千米に達するや、全線に亘り戰闘が開始された。

我砲火は一般に日本艦隊に譲らなかつたけれども、日本

艦隊の砲彈は命中すれば、直に猛烈に炸裂し濛々たる黒

煙と共に黄色の爆煙檻内に漲り、命中の内部的効果は、遙に我艦隊の砲彈に勝つてゐた。

斯くて緒戦期に於ては、彼我互角の勝負であつたが、忽ち(筆者註——時間記載なし)敵の十二



— 14 —

時砲彈は、ツエザレウキチの前艦橋と羅針橋の中間に於て前橋に命中し、ウキトグフト提督、艦隊  
航海長、少尉參謀一名と數名の下士官兵は炸裂した破片のため戰死した。長官は粉碎飛散して僅に  
足一本を残すのみであった。この時艦隊參謀長及び大尉參謀一名等も負傷した。然しツエザレウキ  
チ艦長イワノフ大佐は、この際信號を以て指揮權を他に移すは、却て艦列を錯亂せしむるものなり  
と信じ、依然として從前の針路を續航した。

然るに六時四十五分、敵の一巨弾は再び同艦に命中し、その炸裂した彈頭が司令塔の窓から飛込  
み、同艦航海長と操舵中の接針手及び數名の下士官兵戰死し、艦長、砲術長、水雷長並に司令塔内  
に配置された下士官兵全部負傷し、操舵装置、射撃指揮通信装置その他の要具も全部破壊し、全く  
進退の自由を失ひ、當時針路保持の必要上操舵した取舵を以て、左方に圓を畫くに至つたのであ  
る。これが原因となつて我艦隊は四分五裂、全く混亂に陥つてしまつた。

### 戰爭は冒險なり

以上が戦闘概況であるが、前に一寸書いたやうに、第一合戦は正に勝負なしで引分の形とはいへ、  
どつちかといふと、我旗艦三笠は敵弾のため、大橋の下部三分の二程を割りとられて思ふやうに速力

— 15 —

B-1154

8151

が出せず、また反航戦となつてしまつたので、我方不利であつたことは争はれない。而して一時反航戦の結果、敵をして浦鹽遁走の目的成就せりとさへ思はせたことは、最も本海戦の危機であつたと同時に、日本國の危機でもあつた譯である。敵艦隊が旅順に在る以上、その滅亡は既に時間の問題と化し去り、袋の鼠同然であつたが、一朝浦鹽遁入にして成功せんか、来るべきバルチック艦隊と共に、前門の虎、後門の狼の役目を爲すもので、その場合の我作戦の至難、國歩の艱難は、想像するだに今尚ほ慄然たるものがある。幸ひ第二合戦に於て、敵旗艦ツエザレウキチの艦橋、司令塔等に炸裂せる我砲弾が、よくウキトゲフト司令長官初め幕僚等全部を斃し、且つ操舵装置を破壊したため、隊列混亂、四分五裂の因となり、我勝利を招くに至つたのであるが、洵に天佑といふのはかはない。これが反対に我艦隊に發生したらどうであつたらうか。口に戦争を云々するは易い。然し實戦は到底圖上に戦争ではない。一の大なる冒險であることを忘れてはならない。

本海戦の結果は、敵脱出の目的を完全に破碎し、我大戦略たる二倍の敵海軍を個々に撃破する、その第一階梯を略成就した譯であつて、然も我方は一艦と雖もこの海戦に於ては失はず、大なる損害なくして勢力を保有し得たのである。然し乍ら、これを戰術的に觀る時、我忠勇練達の將士のあらん限りの術力と、精銳なる機力の相和を以てして、遂に一艦と雖も撃沈し得なかつたことは、日本海々戦

の時と著しい對照を爲るものである。また日本海々戦に於けるが如き果敢なる追撃戦を行つて、十分に戦果を收めることの出來なかつたのも異つてゐるところであり、一面如何に我艦隊が苦戦したかの一段證左ともなるものである。而して苦戦の原因は正に反航戦にある。當時の參謀たり秋山中將は『シマツタと氣がついて△點（第一合戦圖参照）より引返す時機が三分遅かつた』といつてゐる。さればこそ、この反航戦の苦き経験が、翌年の日本海々戦に於て大膽無謀とまで評された、敵前の左十三點正面變換を決行するに至つたのである。かう書いて來ると實に戦争程むづかしいものはない。

### 勝敗一に主將に係る

さて更に一步進んで考へるに、この海戦より受ける痛切にして重大なる教訓は、戦ひ且つ勝たんとする意思と、出来るだけ戦はずして遁れんとする意思との差が、如何に大きな結果を招來するかである。即ち對等であり、第一合戦に何等格別の損害を蒙らなかつた露艦隊が、殊に第二合戦に於ては、戰術上有利な姿勢にあつた露艦隊が、何故我艦隊に一の打撃も加へることが出来なかつたか。回答は數語にして足りる。曰く『司令長官に戰闘精神なかりしたま』唯これだけである。東郷元帥が出師に當り、敘慮に應へ奉りて『必ず敵を撃滅し奉るべし』と奏聞申上げたる信念と、ウキトゲフト少將

の『戰ひを回避し一意浦鹽に遁入せん』との意思が、勝敗決せざりし本海戰の運命を左右したのである。ウ提督以下幕僚を斃し、艦をグル／＼廻した砲彈も、人事を盡しての天命であつたと見られよう。若しウキトゲフト少將が『王命と雖も承けず』の信念を以て『浦鹽へ廻航すべし』の大本營命令を拋棄し、來るべきバルチック艦隊のため、全艦隊を犠牲にして我勢力を減勢せんと圖つたならば、爾後の戰勢に可なりの變調を來し、さらでだに封鎖戰中、戰艦二隻を失つた我國は非常なる難局に立到つたかも判らない。

即ち如何なる堅艦巨砲、勇將猛卒ありと雖も、主將その人を得ざる時は、正に畫餅と同じである。ナボレオンは『軍隊は何物にも非ず指揮官が全部なり』といつた。フオン・マンタイはその名著『See geschicht der See』(海軍大佐野原伸治氏譯『圖解世界海戰史概觀』)に於て、特に一篇を割いて主將の重要性を論じてゐる。惟ふに『一將功成り萬骨枯る』は、昔封建時代のことで、近代戰、殊に大元帥陛下の統率し給ふ皇軍に於ては『一將功成り萬骨蘇る』である。

### 東郷元帥並に加藤大將の言

今や正に一九三五、六年の危機近づかんとしつゝある時、今年八月十日の黃海々戰記念日は、特に

「層意義深き感銘を受ける。筆者は茲に加藤大將並に海軍有終會の許諾を得て、寡默沈思、口を開けば一言と雖も苟くせざる東郷元帥が、昭和四年の黃海々戰第二十五周年記念日に於て述べられた言葉を加藤大將の一文より抜萃する。元帥曰く。

『多年思つて居つて、今日まで實現することが出来なかつたが、今夕此處に閣下並に各位と一堂に會し、食事を共にすることを得て非常に喜ばしい。東郷は日本海々戰記念日の外に此の黃海々戰の記念日を設くるを至當なりと思ひ、當時大臣にも意見を述べました。併し其の時は記念日は一つだけにすると言はれ、希望は其の儘となつて了つた。爾後も此の黃海々戰の記念會を開きたいと思うて居りましたが、とう／＼諸君と會食する機會を得ませんでしたが、今夕此の會を開き下された發起人閣下の御骨折を謝します。

日露開戰以來艦隊戰闘は此の八月十日の黃海々戰が初めであり、此の海戰によりて多大な經驗を得たるに因り、日本海々戰に全勝を獲たのであります。故に東郷は黃海々戰が根本であると固く信ずるのであります。況んや黃海々戰は今申す通り初めての艦隊戰闘で、彼我の情勢もあの通りであり、此方から見れば未だ経験も浅く、十分に行届いたといふ譯には行かなかつたのであります。それが此の黃海々戰の経験によりて改良に改良を加へ、方策を案じ工夫を凝らし、訓練に訓練を重ね

— 18 —

— 19 —

8153

B-1154

たから、日本海々戦にあの様な全勝を獲ることを得たので、東郷は黄海々戦が根本だと深く信ずる  
のであります。此の黄海々戦記念の會を開き、其の當時海戦に參加されたる閣下並に諸君と一堂に  
會し食事を共にすることを得たのは、東郷二十五年來の希望を今夕初めて達した譯で、洵に幸とする  
所であります。將來も此の海戦を記念するやうに致したい。』

2705<sup>15</sup> 軍事參議官加藤大將この言に附記して曰く。

『東郷元帥の述懐が斯く迄に懇切ならんとは何人も豫期せなかつた處であつた丈け、當日の感激  
は參會者の全部に涉り、異口同音、かゝる御話は恐らく空前にして、絶後、國民はおろか我海軍の將  
士とても、此の度の如く親しく元帥の胸奥を伺ふ幸を得たもの、過去に於て皆無であつたらうと云  
ふことに一致した。惟ふに日露戰役の重大なる試鍊期は實に明治三十七年の後半を以て最とするの  
であつて、就中八月十日の海戦は其の白眉としてよりも、彼の戰勢主客轉倒の危機を間髪の裡に  
繋いだものとして、日露戰史上特筆に値する最重要の合戦であつた。』

明治三十七年五、六月の交、帝國海軍が第一線の重鎮たりし二大主力艦と優秀なる最新巡洋艦の  
數隻を喪失し、艦隊全効力の六分の一強を減じ、益々寡弱となれる兵力を以て、優勢なる露艦隊と  
對峙し、之を制壓して、敢然續行せる旅順の封鎖を破り、浦鹽期德に遁逃を試みたるウキトゲフト

艦隊の阻止戦こそ、實に「手に汗を握る」底の最高潮に於て行はれ、全戰役を通じ試鍊のクライマ  
ツクスとも云ふべきものであつたが、元帥の信念凝つてウ提督の戰歿となり、露艦隊の潰亂となり、  
既知の如く再び旅順港内に蟄伏せしめて、封鎖に最後の十々減を刺したのである。』

兩名將の辭、千鈞の重みあり、讀む人今更にこの日の重大性を悟り、筆者縷々の言が、敢て狹小な  
る私見に非ることを諒解されたであらう。而して素人の身を以て禿筆を呵し、この一文を草したる  
所以のものは、實に國民の一人として東郷元帥の述懐に感銘したるとともに、一面最近の時相に聊  
か感ずるところあるがためである。

### 三十 年 前 の 海 軍 力

抑も我近代海軍が創設以來、每戰敗を知らざるため、國民一般は『號外は旗出すこと、下女思ひ』  
（當時の川柳）となり、識者と雖も勝利を當然視し、それを獲得するに至りたる過程を蔑視し、一顧  
だもせざる嫌ひがある。而してその結果は倫安になれて戰争を思はず、國防軍備に對する關心を缺  
き、我無敵海軍には艦船の損亡なきものと漠然錯覺を起し、六割結構となり漸減作戦の過信となり、  
あらゆる禍根の因を作つた倫敦條約の締結とまでなつたのである。

270546

頗るに三十年前の危機、日露開戦の際に於ける彼我勢力はどうであつたかといふに、左の如く確に  
我方劣勢であつた。(明治三十七年二月六日聯合艦隊佐世保進發當時)

|                     |    |
|---------------------|----|
| 艦種                  | 我國 |
| 戰艦                  | 六隻 |
| 裝甲巡洋艦               | 六  |
| 主力艦計                | 一二 |
| 巡洋艦其他<br>(假裝巡洋艦を含む) | 三八 |
| 驅逐艦                 | 一九 |
| 水雷艇                 | 二八 |
| 補助艦計                | 八五 |
| 合計                  | 九七 |
| 戰艦                  | 六隻 |
| 裝甲巡洋艦               | 六  |
| 主力艦計                | 一二 |
| 巡洋艦其他<br>(假裝巡洋艦を含む) | 三八 |
| 驅逐艦                 | 一九 |
| 水雷艇                 | 二八 |
| 補助艦計                | 八五 |
| 合計                  | 九七 |
| 艦種                  | 我國 |
| 戰艦                  | 六隻 |
| 裝甲巡洋艦               | 六  |
| 主力艦計                | 一二 |
| 巡洋艦其他<br>(假裝巡洋艦を含む) | 三八 |
| 驅逐艦                 | 一九 |
| 水雷艇                 | 二八 |
| 補助艦計                | 八五 |
| 合計                  | 九七 |

註——右は軍令部編纂『明治三十七八年海戦史』によつて算出せり。以下亦同じ。尙ほ我國には未だ裝甲巡洋艦日進、春日を含ます。各七、七〇〇噸にして二月六日漸く寄港地、新嘉坡出發)露國には黒海艦隊を含ます。又當時の海軍國の順位は英、佛、露、日なり。

然し乍ら開戦當初極東に於ける彼の勢力(旅順及び浦鹽に於ける太平洋艦隊)と我勢力は實に左の  
如くであつた。

|                     |    |
|---------------------|----|
| 艦種                  | 我國 |
| 戰艦                  | 六隻 |
| 裝甲巡洋艦               | 六  |
| 主力艦計                | 一二 |
| 巡洋艦其他<br>(假裝巡洋艦を含む) | 三八 |
| 驅逐艦                 | 一九 |
| 水雷艇                 | 二八 |
| 補助艦計                | 八五 |
| 合計                  | 九七 |
| 艦種                  | 我國 |
| 戰艦                  | 六隻 |
| 裝甲巡洋艦               | 六  |
| 主力艦計                | 一二 |
| 巡洋艦其他<br>(假裝巡洋艦を含む) | 三八 |
| 驅逐艦                 | 一九 |
| 水雷艇                 | 二八 |
| 補助艦計                | 八五 |
| 合計                  | 九七 |

また日本海々戦の勢力は左の如くであつた。(黄海々戦のものは既出)

270547

|                        |    |         |    |         |
|------------------------|----|---------|----|---------|
| 戰艦                     | 四  | 五七、八七三  | 八  | 一〇五、四六二 |
| 裝甲巡洋艦                  | 八  | 七三、三三一七 | 三  | 一一〇、三一七 |
| 主力艦計                   | 一二 | 一三一、一〇〇 | 一  | 一一五、七七九 |
| 巡洋艦其他                  | 二五 | 七二、三四〇  | 一〇 | 四八〇五七   |
| (假裝巡洋艦を含ます。但露國側は二隻を含む) |    |         |    |         |
| 驅逐艦                    | 二  | 六、七一九   | 九  | 三、一五〇   |
| 水雷艇                    | 三三 | 四、〇一六   | 一  |         |
| 輔助艦計                   | 七八 | 八三、〇七五  | 一九 | 五一、二〇七  |
| 合計                     | 九〇 | 二二四、二七五 | 三〇 | 一七六、九八六 |

數字の羅列は無味乾燥であるかも知れない。然し其處には勤かすことの出来ない兵術の原理が躍動してゐる。殊に倫敦會議以来、一躍して有名になつた比率問題、而して當然來るべき海軍會議に於て焦點となる六割、或はパリティーの問題は、右の數字を検討することによつて一層その重要性が領けよう。即ち我海軍は全體に於ては寡を以て衆に當つたが、決戦海面に於ては常に(仁川、蔚山等に於ても)優勢を持して敵に對し打ち勝つたのである。如何に我海軍強しと雖も、敵の六割や七割で勝つたかどうか判らなかつたのである。

たのではないことに注意せられたい。而してかく作戦することが出來た裏面には幾多の犠牲があつた。特に大なる犠牲は旅順の攻囲戦であつた。恐れ多くも 優詔三度下り、乃木將軍をして『鐵血覆山山形改。萬人齊仰爾靈山』と詠せしめたほど、數萬將士の屍を積み血河を作つた肉彈戦も、つまりところは我劣勢海軍(全體的)を以て、優勢なる敵海軍に對したからであつた。(明治三十七年十月十五日太平洋第二艦隊リバウを出發す。同年十二月中旬太平洋第三艦隊編成さる)

茲で當然考へなければならないことは、平時國防軍備費、特に海軍費を出し惜しみすることが、一朝事ある場合、どんなに高價な換へ難い犠牲を拂ふかである。——大藏當局銘記せよ——當時戰術上、合理的にして精銳なる六六艦隊を持つてゐてさへ、旅順の如き最大の犠牲を拂つた。而してこの六六艦隊を根幹とする最小限度の海軍力さへ實に明治天皇の畏き寂慮なかりせば、果して當時完備してゐたかどうか判らなかつたのである。

### 明治天皇建艦詔勅を賜ふ

即ち明治二十六年、時の第四議會に於て衆議院が政争のため、緊急不可缺の建艦費を削除するや天皇には

— 25 —

— 24 —

B-1154

8156

270548

『憲法第六十七條ニ掲ケタル費目ハ既ニ正文ノ保障スル所ニ屬シ今ニ於テ紛議ノ因タルヘカラス。國家軍防ノ事ニ至ツテハ苟モ一日ヲ緩クスルトキハ或ハ百年ノ悔ヲ遺サム。朕茲ニ内廷ノ費ヲ省キ六年ノ間毎歲三十萬圓ヲ下付シ』(謹んで抄録し奉る)の詔勅を下し賜つた。寂慮畏しとも畏く、唯々感激いふところを知らない。かくして我海防、即ち國家最大の危機は救はれ、日本近代海軍は漸く本格的に陣容整備の緒につき、遂に六六艦隊の完成を見るに至つたのである。

### 感心出來ざる風潮

然るに咽喉元過ぎれば熱さを人一倍忘れる國民は、日露戰役によつて完全に國家存立發展の障礙が除去されるや、忽ち海防に無關心となつてしまつた。明治四十年頃の案であつた八八艦隊計畫が、遂に十數年店擧しとなつたのは昔のこと、近くは倫敦會議に對する關心振りで、到底海國民の資格はない。然し最近は満洲、上海事變や、五・一五、血盟團事件等の影響を受けて、倫敦會議當時聊か笛を吹いた筆者が驚くほど、國防軍備に関する認識が深まり、熱意が高まつて來た。然しそれだけに今度は餘りに熱し過ぎて、大國民の態度を忘れることがあり、超非常時といふ言葉まで飛び出し、遂には軍部

への阿諛詔佞とも見受けられる言論の横行を見、自主外交は即ち喧譁外交、非協調外交と早合點する向もあり、一面から見る時、宛然世界大戰前の獨逸を髣髴させるものがある。

由來個人でも國家でも、その生存の過程上、逆境よりは却つて順境に禍が伏在する。日露戰役によつて完全に白人勢力の東漸を防止し得、世界大戰によつて有色人種の盟主として、居然たる地位を占め、且つ經濟的獨立を獲得したる日本は、餘りにも順境に狎れ過ぎてしまつた觀がある。而して幾多先人が血を以て購ひ得た、諸戰役の教訓は漸く無視されんとし、一般に意傲り、氣亢るの風を成すは、沟に憂ふべき風潮といはねばならない。

筆者の如き天の邪鬼は、本論に於ける八月十日海戰後、旅順に遁入した敵艦の内、戰艦セワストーポリを撃沈するに、十二月九日より十六日至る八日間、我水雷艇十個艇除、總數三十隻と二隻の敷設艇、三隻の艦載水雷艇を以てして前後六回襲撃を行ひ、その間水雷艇二隻を失ひ、三十五名の戦死者を出した事實を想起する時、餘りに大和魂のほかに異國魂を認めざらんとする、一部の非武士道的精神に一種の不快と危惧の念を禁じ得るものがある。

往年世界大戰勃發するや、英のノースクリフ卿は、デーリー・メール紙に據つて『僞報の上に築かれたる愛國心は愛國心の値なし』と喝破し、英軍の敗因を摘發して攻撃し、遂にその改組を斷行せしむ

270549

るに至つた。(伊藤正徳先生著「新聞生活二十年」)このことは、一體何事を吾人に示唆するであらうか。三十数隻の艇隊が決死六度に亘る強襲に、敵をして『浮砲臺セワストーポリ』の名を擅にせしめたこと、世界大戦當時、伊國のリツツオ艇長が眇たる自動艇を駆つて、塊國の戰艦二隻を撃沈し、二隻を傷けたこと(前後二回に亘り塊國海軍根據地トリエストとアドリアチック海に於て)とを比較する時、而して世界の造船術をリードすると誇示し始めた我造船上の缺陷(一部ではあるが)を思ふ時、吾人は今少しく謙虚でありたいと思ふ。無論、徒に自らの力を侮り、徒に一時の平和を望んで、却つて自らの手足を断ち切るの愚や、測り知るべからずであるが、また徒に肩を張り、拳を撫すのは、眞勇の者の爲すべきことではない。自慢は進歩の終點であり、對手を侮るは古來兵家の最も戒しむるところである。殊に今は一九三五、六年の危機が正に來らんとしつゝある秋ではないか。

### 危機對策何れにありや

然らば、その好むと好まざると拘らず直面する危機に對し、完全なる對策が講じられつゝあるかといふに、筆者は否と答へざるを得ない。無論軍部、外務は、夙に来るべき颶風に對し的確なる觀測を爲し、一意周到なる用意を爲しつゝあるであらう。然しそれは單に、軍備、外交關係にのみ止り、

第一線的にしか過ぎず、銃後の國內的危機對策は、何處にも行はれてゐない。單なる軍需工業の殷盛だけが、國內工作でもあるまいし、防空演習のための被服費何百萬圓といふのが非常時對策でもあるまい。卑近な例が、表面甲種合格を喜び、内心乙丙を喜ぶ一部(?)の風潮が何處に一變したか、入營したるが故に社會生活上立遅れとなり、或は一家の生計に支障を來すが如き缺點が何處に完全に除かれれたか、傷痍軍人、戰病歿者の遺族が何處に永久に安穩なる生活を保障せらるゝに至つたか。單にこれだけのことですら、未だ満足に行はれてゐないではないか。

既に暴風警報を發す、須らく完全なる國內工作なかるべからずである。而して國民に徹底的に、身體的に、危機の認識を深からしめ、以て心から來るべき危機を迎へるやうすべきである。然らずして唯徒に好戦的風潮を喚起し、軍だけ熱心でもそれが何にならう。筆者の感情を無遠慮に、赤裸々に打ちまけると、一九三五、六年は危機だといふのに 天皇陛下のしろしめす皇國で、陛下の赤子に食へない者があつて何の危機かと叫びたい。また餘り一般は問題視してゐないが、同じく 陛下の赤子でありながら、意味なく差別待遇を受け、誤解されてゐる同胞を、何時までも現在のまゝ放置していくて、何の舉國一致があらうかといひたい。凡百の國內工作、危機對策、總てこの一事に盡く。

顧るに日露戰爭の時は、我慢に我慢し、止むに止まれば、咽喉に匕首を擬せられて初めて起つたの

— 28 —

— 29 —

B-1154

8168

270550

である。而して當時の國內情勢は、資本主義が榮の時代であった。國家と國民は共に強固なる進み行く目標を持つてゐた。失業苦、就職難はなかつた。一方戦略に至大の影響ある外交關係は、決して現代の如き孤立ではなかつた。當時名實共に世界第一の英國は、同盟の情誼を以て陰に陽に我國に力を致した。米國も我に好意を持つてゐた。これを當時露國首都に於て軍隊が民衆を射撃し（三十八年一月十九日）モスクー總督サージス大公、同警視總監スワロフ伯が共に暗殺され（同年二月十七日及び七月十一日）黒海艦隊の一艦クニヤーズ・ボテムキン號の水兵が、オデッサに於て市民と共に反旗を翻し、リバウの水兵亦相反し（同年六月二十八日以後）たのに較べる時、雲泥の相違で、今は正に天の時、地の利、人の和を完全に把握してゐたのであつた。が、今はどうであるか。危機到らんとして帝都に交通罷業の發生を見る。筆者は罷業を攻撃はしない。たゞ爭議を必然ならしめた現經濟機構が、即ち危機對策未完を表示してゐることを深く感じるものである。また在滿機關改革問題の縛れにしろ、眞に来るべき危機に對する認識が徹底してゐるならば、圓満に行くべきであらう。天の時、地の利、人の和何れも大切であるが、特に人の和ほど、即ち心からの舉國一致ほど、最も大切なものはあらまじと、特に痛感する次第である。

### 眞の舉國一致

今や、危機の前提たる海軍會議に處する我根本方針は確定した。即ち不平等條約は正に破棄されんとし、軍備平等権は強く主張されんとする。その氣魄、信念の烈々たる往年の倫敦會議當時と正に月齋の觀あるは、皇國のため衷心より慶賀の至りに堪へない。かくてこそ、先年憤死した草刈少佐の靈も安らかに眠ることが出来るであらう。この上は、海軍會議が砲火の洗禮を受けないけれども、却てより以上深刻にして重大なる海戦の一種であることを強く認識し、國民は舉國一致、我主張の貫徹を支持すべきであり、爲政者はこれが眞の舉國一致を得るため、政治、經濟、社會の各方面に對し、思ひ切つた改革を斷行し、以て危機對策の真剣なる國內工作を爲すべきである。而してその改革の根本精神は、明治維新の藩辯奉還の精神に則るべきであり、それは即ち、普天の下率土の濱、一木一草の末に至るまで、世を擧げて總て一切は天皇のもの、たゞこの日本人的信仰に盡く。

俗に腹が減つては戦は出来ぬといふ、また差別されても心から一致は出來ぬ筈である。（誤解されたる同胞の立場）内に人の和を得られないやうな政治を行つてゐて、舉國一致を求むるは、洵に木に縁りて魚を求むるの類である。今更也非常時を俟つまでもなく、本當の日本の政治は——それは恐れ

— 31 —

— 30 —

B-1154

8159

270551

多い文字ではあるが 天皇政治である。——野に一人の飢ゑたる者なかしめ、一人の所を得ざる者なかしむのが眞諦である。一視同仁、無差別のまつりごと。反動に非ず、排他的に非ず、階級的に非す。若し爲政者にしてこの道理が分らず、生々發展する、皇國の生命が永遠に天壤と共に無窮なることを忘れ、唯々眼前一彈指の間の生命にしか過ぎない既成勢力、特權階級に遠慮し、徹底的の危機對策を斷行するの決心なく、一時凌ぎの彌縫策を講ずるのみならば、一九三五、六年の危機は、内外の危機を意味するに至るやも測り知れないであらう。

回顧すれば明治三十八年十二月二十一日、戰功赫々たる聯合艦隊解散式の日、東郷元帥は麾下一般に對し有名な訓示を與へ、その最後に  
『神明ハ唯平素ノ鍛錬ニ力メ戰ハスシテ既ニ勝テル者ニ勝利ノ榮冠ヲ授クルト同時ニ一勝ニ満足シテ治平ニ安スル者ヨリ直ニ之ヲ穢フ古人曰ク勝テ兜ノ緒ヲ綺メヨト』

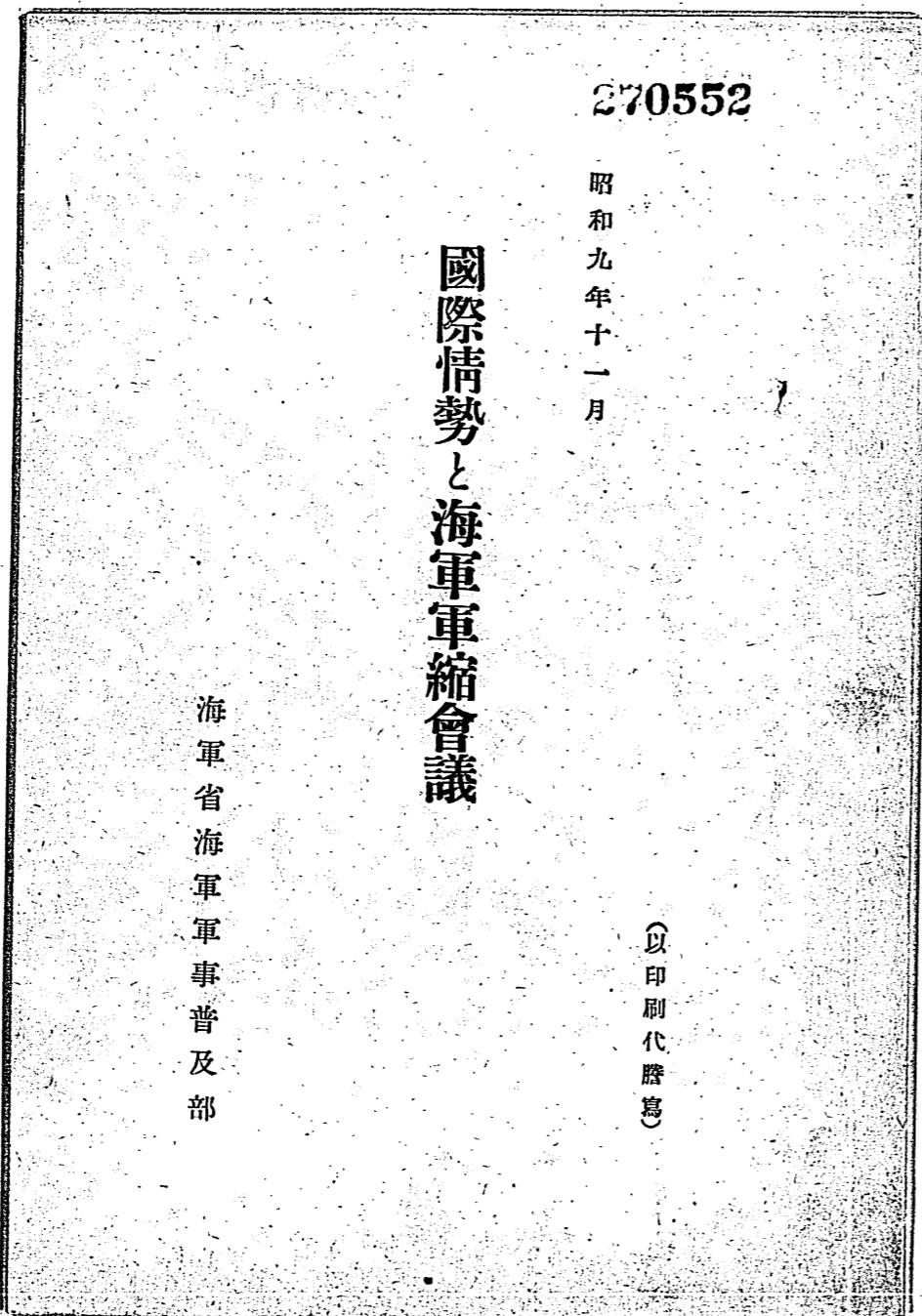
嚴戒せられた。三十年前の危機突破の成果たるこの言葉は、あらゆる意味に於て現代の危機に不可缺の大文字である。謹んで拜借して本論の結びとする次第である。(をはり)

昭和九年十月十三日印刷納本  
昭和九年十月十七日發行  
昭和九年十一月五日再版發行  
(非賣品)

東京市深川區白河町三丁目六番地  
同潤會清砂通アバート第一號館  
第四十五番戸  
著作兼發行人 波邊正三  
東京市牛込區改代町二十三番地  
印 刷 人 多 田 基  
東京市牛込區改代町二十三番地  
印 刷 所 多 田 印 刷 所

B-1154

8170



B-1154

8171

jeff5607

270553

國際情勢と海軍軍縮會議

目 次

|                    |     |
|--------------------|-----|
| 第一、國際情勢            | 一頁  |
| 第二、壽府一般軍縮會議        | 一九頁 |
| 第三、海軍々縮會議に對する帝國の方針 | 二八頁 |
| 第四、國民の覺悟           | 三四頁 |

B-1154

8192



270555

必要に迫られたのであるが、産業合理化と、圓爲替暴落とに依る、我商品は世界の各市場に流出して行つたので、未曾有の邦貨進出時代を現出するに至つた。

一方、經濟不況に悩み、世界の現状維持に依り、只管自己の地位を確保せんとする列強は、帝國の發展を嫉視し、邦貨を世界至る處の市場より驅逐せんとし、又同胞移民を阻止し、我國力の躍進に對し壓迫を加へて來たのである。

一九三五年の危機、又明年三月、我國際聯盟脱退の効力發生に關聯して、委任統治問題の派生を見るやも計り難く、一九三五年の危機は今や眼前に迫り來つた。此の時に當り、帝國の國防と密接なる關係を有する列國の情勢は如何であらうか。

米國と軍縮條約

一、米國は華府、倫敦兩條約に於て、自己の欲する儘に世界第一位の海軍を整備し得ることとなり、彼の東洋政策遂行上の障礙となるべき日本を政治的に

拘束すると共に、其の海軍力を彼の渡洋作戦遂行上許容し得る程度に制限したのであるから、此の上は之を長く持續し且、他國を加之に入させて益強固にすればよいのであつて、今日彼の欲する所は戰債問題を有利に解決する。其に歐洲の陸軍空軍を縮少せしめ景氣の回復を圖り、自國の經濟問題を有利に導き、其の繁榮を將來に確保せんとする事であつて、彼が壽府一般軍縮會議に參加し種々畫策したのも之が爲であつた。従つて今日會議が行詰り、其の目的達成困難となるや深入して政治的混亂の渦中に捲き込まれない様巧に手を引いて高見の見物をして居る。

○満洲事變以來、米國の對日態度は「スチーラン、エクトリック」に依り、九ヶ國條約不戰條約の一點張であつたが、現大統領就任前後から未曾有の經濟的難局に遭遇し、之が復興対策に忙殺された爲、其の後は一見満洲問題を忘れたかの觀はあるけれども、それは皮相の觀察であつて、現政府が依然前記の下で

- 3 -

B-1154

8174

270556

米國の海軍政

上り<sup>ノ</sup>を堅持して居ることは、廣田<sup>(ハカル)</sup>交換文書及天羽聲明に對する  
米政府の通牒を熟讀すれば明白である。拉米諸國に對しては善隣政策と名付  
ける新政策を掲げ、覇者の態度を執らざる之<sup>ヲ</sup>を強調し又、債務を履行せな  
いとて不信呼ばはざをして來た蘇聯邦を承認し更に十年の猶豫期間を以て  
比律賓の獨立を公約したのであるが、之等の政策は主として經濟的理由に基  
くものである。即ち、米國は中國<sup>(チナ)</sup>、印度<sup>(インダ)</sup>、南洋諸島<sup>(ナウヨウ)</sup>、日本<sup>(ニホン)</sup>、  
海外領土の防禦に充分なる勢力を保持せざるべからず」と云ふのである。國家  
政策の維持と云ふのは周知の如く、米大陸に於ける門戶開放主義と支那に  
於ける門戶開放機會均等主義であるが、之に關じ當時の作戦部長エベリ提  
督は、「モロコシ主義の爲には、防禦的海軍で足りるが、門戶開放主義の遂行に  
以て、西岸<sup>(シーウエスト)</sup>の軍事的擴張を進める」旨を明記している。

米海軍の擴張

は攻勢的海軍を必要とする」と公言して積極的態度を明にして居る。

滿洲事變當時、米國が國策を遂行するとの出來なかつたのは、海軍の準  
備が成らなかつた爲であると當局者は判断して居る様であつて、海軍擴張に  
拍車をかけ、條約限度を目標とする所謂「ヴァンソン案」(百三隻を一九三九年  
完成)に依る大造艦に着手して居るし、全艦隊を太平洋岸に集中して居るじ  
西岸及布陸根據地施設を擴大し、又航空兵力を増勢して、「アラスカ」「アリ  
ュウシャン」「群島方面」迄進出して居る状況である。

又支那には經濟的、軍事的に進出目覺しく、就中航空勢力の擴大に努め、  
多數の飛行機、指導者を送つて、沿岸各地に航空基地及製造工場を設置して  
居る。そのうち最も著しい事例は、支那に於ける「アラスカ」の開拓である。  
同艦は、支那に於ける「アラスカ」の開拓に於ける「アラスカ」の開拓に於ける  
二、英國は大戰後財政上の困難から軍備の整備を一時緩和するの已むなきに至

英國と軍縮條約

- 6 -

270557

り、華府會議に於て主力艦、航空母艦に就て米國との均等兵力を認め、労働黨内閣に依り倫敦會議に於て更に補助艦に就ても米國と均等兵力を認めることになつたのであるが保守黨始め英國の海洋に對する傳統的立場を重視する者は之等條約に對し相當不満を有して居るのである。英國としては戰後の財政不如意なると、引續く世界的不景氣に依り未だ軍備充實に専念するの餘裕に乏しく、自國の財政狀況の好轉を期するのを先決問題とし、倫敦會議後、佛、伊海軍の補助艦の制限協定成立に努め、自己の海軍々備の安定を圖り、且歐洲大陸諸國の陸軍及空軍を制限して自國の國防を安固ならしめると共に、歐洲の政局を安定せしめ、景氣回復の素地を築き將來の飛躍を期せんとして居るのである。

壽府一般軍縮會議に於ても、英國は歐洲大陸各國間の紛争の渦中に巻き込まれないと同時に、巧に之等を誘導して其の目的を達せんことに努め、獨逸

英國の對日態

英海軍の極東

に對しても此の現地から好意的態度を持じる伊太利を引き寄せと共に佛蘭西を牽制し、同會議が慾望み薄となつた今日に於ても、極めて執拗なる態度を以て、何とか之を物にしまぢに努めて居る。

英國の對日態度は日英同盟廢棄以來米國の鼻息を睨み關係と、東洋に於ける日英の經濟的競爭とかも疎隔の道程を辿つて來た、特に印度に於て日貨阻止に努めて居るのは周知の通りであり、和蘭の蘭領東印度に於ける行動ども一派相通するものがあるやうであるが、最近に至り英國識者間に日英親善を強調する人士が多くなつたことは慶すべきである。天皇の憲法大の御訓、英國の財政狀況も最近好轉して來たし、壽府一般軍縮會議の不成功や、歐洲政局の不安等に刺戟され軍備擴張論が擡頭して居る。極東方面には有力な艦隊を配備し、新嘉坡軍港の建設を促進し、明年（豫定は一九三九年）之が完成を期して居る様である。

- 7 -

8176

B-1154

270558

蘇聯邦の國內  
情勢

三、蘇聯邦は第<sup>一</sup>次五年計畫に依り重工業の基礎を確立して軍備の充實に成功

し、<sup>二</sup>、第三次五年計畫に依り、九三七年を中途として、<sup>三</sup>、國內工業の自給自足を國力の培養を急速に成就せんとして居る。之が爲に國民生活を甚しく苦境に陥らしめ民衆の反感甚しきものがあるけれども、極端な獨裁權力に依つて強壓を加へ全國内を統制して居る。露西亞民族は先天的に忍從事大の性を有し、屈伏と諦めの生活に甘んずることは日本人の意想外に出るものがあるのでは、近き將來に於て内部より崩壊する危險性があるとは言ひ難い。然し乍ら斯様な國內情勢に基き、對外政策に於ては、裏面では世界の赤化宣傳に努め、<sup>四</sup>、表面は終始平和主義を標榜し、歐洲及近東諸國と不侵略條約を締結し、彼の西方國境は不戰條約を以て圍繞せられるに至り、最近對獨關係の悪化に依り佛國を緊密に提携し、多年仇敵の間柄であつた國際聯盟にも加入し、又東方安全保障條約の締結を試みるなど、俄然歐洲外交界に飛躍するに至つた。

蘇聯邦の對日

蘇聯邦の極東

至つた。帝國に對しても不戰條約を提議したが其の拒否に遭ひ、又滿洲事變北鐵問題に刺戟せられ、極東方面の防備を大々的に強化すると共に、半死の状態に陥つた北鐵を滿洲國に譲渡せんとするに至り、目下折衝中である。

蘇聯邦は國內多事であり、乍らも軍備の充實には凡ゆる努力を傾倒し、其の陸軍・兵數及裝備の強化に於ては、世界に冠たるゝとし、極東方面には十數個師團と多數の戦車、飛行機等を送り、蘇滿國境には龐大な築城を施して居る。又浦鹽には潜水艦三十餘隻を配備し尙も増勢せんとして居る。

那軍縮條約と支

四、支那は華府、倫敦兩條約に依つて帝國が英、米に比し海軍の低比率を押しつけられ、又政治的に拘束されるに至つてから對日態度を漸次硬化じて、侮

日、抗日に出づるに至つたことは國民周知の通りである。滿洲事變の勃發は、要するに支那が萬々の場合は英、米等の支援あるべきを恃み、日本與じ易し

- 9 -

270559

列國勢力の進  
入

と見縊つて兇暴な國民黨の排外政策を敢行した結果に外ならないのである。満洲事變以來列強勢力の對支進入は著しく、航空方面に於ては日本が一指を染めない間に各國は飛行機の賣込、航空基地の建設、航空路の發達等を競ひ、就中米國は之をリードして居る状況である。

一方支那全土に亘り膨洋たる排日排貨の風潮に禍されて從來第一位を保つて居た我對支貿易額は昨年に至り米、英兩國に次ぎ第三位に降つて居るけれども、我國の通商は之に刺戟されて支那以外の方面に異常の發展を遂げて居る。

帝國は支那に對し終始公明正大なる態度を以て貫し、其の破邪顯正の劍は北支、中支に迄及んだのであるが、之に對し支那は列強及國際聯盟の支援の到底望めないと悟つたものゝ如く、昨年五月の北支停戰協定の成立を契機として對日態度を轉向し、現南京政府首腦部は逐次日支關係の調整に努

度  
支那の對日態

日支提携の必

めて居る。然し乍ら之を以て支那が滿洲失地の恢復を企圖せんとする希望を棄て、對日親近策に轉じつゝあるものと見るのは誤りであつても要路者が此の際我銳鋒を避けなければ自家勢力の保全は勿論、國家の存立すら危ぶまれる様になつた結果止むを得ず緩和策を執つて居るに過ぎない。

日支の提携親善は東洋平和の基礎であると同時に、我國防上の見地から最も重要な事柄であるが現實の問題としては當分望が少いやうである。要は我實力の充實と滿洲國の健全な發達などに依り、支那をして歐米依存主義の迷夢より覺醒せしめ、東亞自主の本性に立ち歸らしむるべきであつて我國としても日支本來の使命に鑑み雅量を以て彼を善導して行くを要する。

五、佛蘭西は英エルサルバドール條約を金科玉條として獨逸の勃興、復讐を徹底的に防遏し、國際聯盟を中心として自己に都合の良い状況に各國を指導じて行く

- 11 -

B-1154

8178

270560

2153

正の態度には極力反対し英國や伊太利の牽制を巧に潜り抜けて眞飽迄其の政策遂行に努力してゐる。獨逸が一般軍縮會議を脱退して後も獨佛直接に交渉をしたも又英、伊兩國が其の間に色々斡旋して居るが佛蘭西も强硬に其の態度を固執し、最近は英國や伊太利の對獨態度に飽き足らず已むなく蘇聯邦に接近じ之を聯盟に加入させ、極力獨逸に對抗して居るのである。對春主導の議會佛蘭西は華府條約に於て佛伊均等としたのに對し相當不満を有し、壽府三國會議に參加を拒絶し、又倫敦會議に於ても遂に條約に加はらなかつたのである。而海軍兵力に關じては現在伊太利との間に士對六の優勢を占めて居るが之を何處迄も保持して行ひ、同時に對獨逸に對しても優勢を保持するといふのが佛蘭西の方針であつて、伊太利と均等兵力を認めるが如きことには、絕對に反対の對度を示して居る。最近伊太利が三萬五千噸の戰艦三隻を建造す

それが事實となれば、佛蘭西は同様の軍艦建造に着手するのであらうと思は  
れる。伊太利の對佛政策は、伊太利の對佛蘭西の軍艦建造に着手するのを期すものであつて、大體は  
六月伊太利は最初第一の獨裁政治も既に十年を越えで其の基礎も定まつた最  
近其の國際的地位を著しく高めて來たが、元來伊太利は大戰後の分け前には  
不平があり、佛國とは根本的に利害を異にし、國際聯盟に對しても佛國の小  
國誘導に飽き足らず聯盟規約の改訂を欲し、時に觸れ脱退を仄かして居る位  
で伊對佛及對聯盟關係に於て、將又アリヤサイエ條約に對し獨逸と一脈相通  
する點のがあつて、獨逸の軍備權平等を再軍備の要求に對し好意的態度を持  
ち常に佛蘭西を牽制にて居るのである。最近佛國問題でヒッポーラトと相容れ  
ないものがあれば、寧ろ佛蘭西と協同的態度を執る大國があるけれども実之は  
單に一時的のもので伊太利の態度が根本的に變化したことは思はれない。伊太

B-1154

079

270561

伊太利と軍縮

利は總べての點に於て佛蘭西と優位を争はんとして軍備に於ても均等を目標

とし、華府會議に於ては主力艦、航空母艦に於て佛伊均等を獲得し、其の後補助艦に於ても、佛國との均等を主張し倫敦條約に加入しなかつた。彼は財政狀況等からして今日直に事實上佛蘭西と同等の海軍兵力を整備することは困難であるが極力佛蘭西の軍備を低下せしめて佛伊均等となさんとする

のが其の對軍縮態度である。

第二、壽府一般軍縮會議  
六世界大戰は當時戰爭を終息せしむる最後の戰争として觀られ、休戰一度傳へられるや、世界の平和は確立せられ、人類の自由平等の鐘が鳴り渡つたかの如く感ぜられたのも全く束の間であつた。ヴエルサイユ條約に依つて歐洲には多數の小國が產れ出で、又聯合軍に加擔して戰争に勝つた國は何れも其の領土

を擴張じたる種々の權益を獲得したが、之等の國は戰敗國の勃興と復讐を恐れて之を防ぐと共に折角獲得した自己の立場を何處までも維持して行かうとして盛に平和を高唱し、此の現状を少しでも變化させようとする者があれば理由の如何を問はず、一概に平和の破壊者であるとして驅逐立てゝ居る、國際聯盟は、言にじて言々ば之等現狀維持主義の國際機關を謂ふも過言ではあるまい。之等戰勝國に對し、獨逸を始め戰敗國はヴエルサイユ條約に依り手も足も出ない様に縛られて居るのであつて、其の當時こそは如何ともする事が出来ず、已むなく忍じて黙つて居たが年月の経つに従ひ此の儘では國家の發展は思ひもよらず、國民生活の維持も難いので、何とかして局面を開けなければならぬとの聲が盛になり、國內には國粹主義が勃興し、戰債の不拂、軍備の充實など現状打破の實行手段に邁進する様になつて來た。そこで、1921年3月開催された壽府一般軍縮會議に於て、獨逸はヴエルサイユ條約に

50805

獨逸の軍備平

- 25 -

270562

禁制軍備年

- 10 -

依る自國の軍備制限を破棄し、尙延モ條約全般に亘る改訂の端緒を開くことをが眞の目的であつたもの。如く、藍同會議で次の如く主張して居る。「獨逸はヴェルサ条約に於ては他の國が軍備の縮少制限を行ひてそれを容易ならしむることを前提として、極度に獨逸の軍備を制限せらるべきことを受諾せし。今日迄十幾年間に亘り忠實に守つて来た。然るに各國は軍備の擴張をそして居るが少見る軍縮を行ひて居ない。獨逸はもう之以上我慢は出来ない。各國が獨逸の制限せられで居る軍備の水準迄下るがま若し之が出來なければ獨逸は禁じられて居る軍用航空機、戰車、重砲等を保有。且其國境には要塞を築き又常備軍を増加する等、國防上他の國と同一の取扱を受容すべきものである」と。終始强硬に主張したものが、不之が所謂「獨逸の軍備平等権の主張」であつて、之に對する佛蘭西は前述の如く、チルダム条約を金科玉條として居るので、獨逸の再軍備や、チルダム条約無視の態度には極力反対して居る。因れど、佛蘭西は其の軍備を想定

ヴァー案

右の如く、獨佛兩國が根本方針に於て對立して居るのみでなく、大數の會議參加國が各自國の立場から議論をして居るので、具體的結論には却ち到達せないものである。昭和七年六月に至つて米國は大要次の如き所謂フレヴァー案を提出した。(注)軍備制限案、第一項、第二項、第三項、第四項

- (一) 戰車、化學戰、及移動砲の全廢  
(二) 一切の陸上軍の三分の一減  
(三) 爆撃機の全廢及空中爆撃の禁止  
(四) 海軍條約所定の各國保有主力艦の噸數及隻數の三分の一減  
(五) 一切の航空母艦、巡洋艦、驅逐艦の各海軍條約所定各國割當噸數の四分の一減  
各國潜水艦の保有噸數三萬五千噸。
- 之に對し、英國は七月ボーリドウイン案と稱する修正案を提出し、英國の立場を説明して量的制限よりも質的制限の可能なるを主張した。
- (二) 十五五耗以上の移動砲三〇噸以上の戦車の廢止
- (三) ボーリドウイ

- 27 -

B-1154

8181

270563

佛國案

佛國は同年十一月次の如き案を提出して自國の立場を宣明して居る。

- (一) 主力艦、巡洋艦、航空母艦の艦型、砲の減少
- (二) 潜水艦の全廢及之に伴ひ驅逐艦噸數の三分の一減
- (三) 輸送機及飛行艇を除き航空機の積載重量制限
- (四) 陸軍、海軍航空機の機數制限
- (五) 共同兵力に依り侵略を防止す
- (六) 米國も安全保障を與ふること
- (七) 軍縮の國際監督を設け實地調査をも爲すことを得
- (八) ロカルノ條約を補充する爲歐洲各國をして地方的相互援助條約を締結せしめ、
- (九) 海外領土を有する國は特種兵力を保有す。然れども其の領土は、
- (十) 帝國案　時之等英米案の内容は帝國として同意し得ざる點があるので、帝國は同年十二月優勢海軍國に一層大なる犠牲を要求する海軍々縮案を提案した。

0182

八(一) 一般協定

- (一) 各艦の艦型、砲の減少、航空母艦の全廢
- (二) 五大海軍國主力艦、甲級巡洋艦保有量の減少（就中英米側の大縮少）
- (三) 五大海軍國乙級巡洋艦、駆逐艦、潛水艦の最大限度保有量を定め、實際の保有量は特別協定に依ること

八(二) 特別協定

- 全世界各國を太平洋組、大西洋組、歐洲組に區分し、一般協定を基礎とし、各國の實際保有べき兵力量（五大國は乙級巡洋艦以下の保有量）に關し各組毎に制限縮少を協定すること。
- 會議の前途は悲觀されて居たが、昨八年三月に至り、英國は軍縮條約の形式を備へた「ダグラス案」を提出したので、會議は之が審議を續行したが之亦協定に達する見込みなし、私的交渉が續けられたが、獨逸は軍備の平等権に基き

英國の軍縮案

獨逸の脱退

270564

即時軍縮の實行を要求し、佛國は軍縮着手前必要なる豫備期間を設け、軍事監督を試行せんことを要求じ、意見の一一致を見たので昨年十月獨逸は軍縮會議から代表を引揚げ、續いて聯盟をも脱退して其の强硬なる態度を中外に宣明した。其の後佛國は直接交渉を試み英、伊兩國も種々斡旋をなし、獨逸の態度緩和に努めて居るが、彼は依然强硬な態度を固執し、益々國內的結束を強固にして一步も譲らざる意氣を示して居る。

之を要するに、大戦後各國民は具さに戦争の慘禍を嘗め、今後如何なる犠牲を拂つても戦争は避けなければならぬといふ考が、一般に沁み込み、平和條約に依り獨逸を押へて、現状維持主義を標榜し一にも聯盟、二にも聯盟と稱して來たのであるが、年月の経過と共に獨逸の國粹運動が熾烈となり、獨逸は遂に軍備権平等の旗印を以て一般軍縮會議を脱退し、獨力國家の存立發展に邁進せんとするの決意を表はし、他方大戦後の跡始末に飽き足らぬ國が現状維持主義

1-8

敗  
卷  
一  
四  
七

國家主義的傾向が濃厚となり、國際聯盟が多年苦心研究し來り、愈之が完成を爲さんとして開いた一般軍縮會議も、一二〇年以上の日子を費したて拘らず全然失敗に歸して終つた。當初は大戰後の空氣は全く消失し、華府や倫敦で軍縮條約を締結した當時の空氣と甚だ異ひ、各國は從來の現狀維持主義とか、和平協調主義では到底國家の存立繁榮を維持することは出來ないと自覺し、或るものは軍備の擴張充實を圖り、或るものは合從連衡の策に出でんとする状態となつたのである。

（不時着の結果を附記）

前章末尾の大體論述を續ける所、大體論述の後半は、本章の論述の前半である。

第三 海軍軍縮會議に對する帝國の方針

— 21 —

B-1154

0 48 3

270565

明歩であつて、之が爲に海上戦闘の様式に一大變革を生ずると共に、海洋の技術的距離を短縮するの結果となつた。即ち石油燃料の普遍的利用、機關の補給設備の進歩等は艦隊の渡洋作戦を容易ならしめ、航空機の進歩は優勢軍の搜索偵察上に至大の便益を與ふるに至つたので、今や昔時に比し攻勢作戦を容易ならしめ、守勢作戦に不利なる結果を招來した。

元來帝國が華府會議に於て主力艦航空母艦の對英米六割の兵力を受諾したのは、當時の情況に於て、西太平洋に於ける根據地の現状維持を行ふならば西太平洋に進出する對手國の艦隊と僅に對等の戦闘を交へ得る最小限度の兵力ではあるが、各國の軍縮精神に信頼し、國際平和の爲に難色を忍んで受諾したのであつて、倫敦會議の補助艦對米七割も國防上缺陷あり、國內に種々異論があつたのであるが、五年の短期間の取極であること、當時各國の軍備の状態と鑑み此の間には缺陷補充の手段で國防を全うし得ることが豫想されたので、

本條約の満了後には各國の保有すべき兵力量は、更めて次期會議に於て考慮すべき旨を保留じて同意したものである。然るに事實は、兩條約締結にもつて年月を経過した今日の狀態に於ては、條約締結當時に比し情況の甚大なる變動があり、之等兩條約は既に全く不適當となり、之が持續は帝國將來の國防を危殆に陥らしむる事態を招來するに至つた。

帝國の軍縮方針

本斯の如き明白なる理由に基き、帝國は既存條約の不利なる束縛より速かに脱却し、軍備の平等權より出發して新規の軍縮條約を締結し、各國其の國防の安全感を確立し、國民負擔の輕減をも行ひ、世界の和平に貢獻しなければならないと確信する。

従つて明年的軍縮會議に於ては皆比率主義を撤廃し、國防自主権を確立して高度軍備國の自制的縮減を期すと共に、攻撃的軍備を減廢し防禦的軍備を整備し、以て互に他を脅威しない公正妥當なる新軍縮方式を採用することが肝要

- 23 -

B-1154

8184

270566

華府條約廢棄  
通告

米國の意向

英國の意向

と信する。眞理堂著「對外政策」に於て、本來は、本件を主張するが、本件は、英國の意向と一致する。英國には既存條約に不満を有する分子が相當にあるので、表向こそ靜觀主義で居るが、我比率主義撤廃に對しては、米國と略同様の態度に出るかも知れない。一方、英國としては、之以生艦艇の隻数を減することには反対で、寧ろ艦型、備砲の縮少に力を入れて居り、巡洋艦は合計七十隻を必要とし、尙其の他の艦種も速に建造せねばならぬと傳へられて居る。

佛、伊の意向

佛蘭西、伊太利は、華府條約に不満を持つて居る様であるが、主として兩國相互の關係であつて、進んで英、米との均等を要求するが如きことは、先づあるまいと思はれる。且、或は、會議は、決裂となつて、日、米關係は、一時緊張するかも知れないが、此の難關こそ、帝國將來の興廢と、東洋平和維持の成否とを決する分水嶺である。

此の會議が決裂した場合、建艦競争が起り、其の場合、我經濟力は之に堪へ得るや否やの心配もある事ながら、有史以來、戦敗の爲亡びた國は、多々あるけれども、未だ軍備に國費を使ひ過ぎたが爲亡びた國は、一國もないのである。彼の英國と、和蘭との競争時代に、和蘭の實業家は、軍備に金を出すことを爲に、軍備を怠つたが、英國は、非常な苦痛にも堪へて、軍備に金を惜まなかつた結果、和蘭の衰微せるに引換へ、英國は、興隆の基礎を確立したのである。

- 25 -

- 24 -

B-1154

8185

270567

個人道德と國

#### 第四、國民の覺悟

個人道德として身を殺して仁を爲すといふ美德が存在して居るが、國際連盟を中心として各加盟國が國際平和に盡じて居ることも、凡て自國の利益を確保増進することが第一であつて、自國を犠牲として平和に盡じて居る國は一國もないものである。他國との親善とか協調とか云ふことでも或る特別の場合の外は、到底之を當てんとする事は出來ないのである。國際間に伍して行くには最後の寄り處のどしてある。自ら恃むものを持つて居る事とが絶対に必要である。

國際場裡にあつては、自ら恃む所の無い國は如何に正當な事でも多數を頼むが、又は或る強大國の援助を得ない限りは其の主張を貫徹することは不可能であつて、之等の國の正義の聲は往往泣き言に聞えるが、強國の聲には千鈞の重みがあるが如く受取られる。

帝國が將來東洋の平和を双肩に擔び、正義を以て其の所信に邁進せんと欲しても、自ら恃む所が無ければ正義も不正義呼ばはれ、立ち所に悲惨なる憂目に會はされるのである。滿洲問題にて帝國は不信呼ばはりをされたが、各國が四圍の環境封制せられて力に訴へようとしたが、我に恃む所があつたので漸々憂目を見ずに今日迄済んで來たのであるが、誠之は天祐とも稱すべきもので今後之で済むかと言ふば決して然らず。吾友國民は擧つて奮勵一番國力の充實を努め、國防の整備を期し、世界をして正義を正義として認めさせし丈の寄り處を築き上げなければならぬ。國情與國體の感覚開拓する凡そ國家間の約束に於て不平等なことをすると位將來に紛争の種を残すものはない。世界の二等國として數へられる大國には、其の如何なるものかを問はず不平等の約束があるべき筈のものを断じてない。平林の論議

270568

- 28 -

亞細亞に於ける唯一の大國であり其の安定勢力として東洋平和の確保といふ重大な使命を双肩に擔つて居る帝國に於ては、國際條約に依り、歐米の列強特に英米に比して不平等な立場に拘束せらるゝ如きであるが、其の使命の達成は到底期し得られないものである。彼の華府條約、倫敦條約の如きは何れも帝國海軍の軍備を英米に比じて低比率に束縛した不平等條約であることは國民周知の通りであつて、之等不平等條約の存在が過去半數年間東洋平和の維持上、如何に多くの障害を及ぼしたかは既に明白である。斯の如き條約こそは帝國の將來に鑑み國防上は勿論、國際通念上からも断乎排撃せなければならぬ。帝國は今や未曾有の躍進時代であるが、列強の重壓は刻々に加はれており、帝國が永遠に興隆するか否かの試練である。此の試練には堪來るべき軍縮會議は、帝國が昭和聖代に生を稟けた國民の責務である。光榮をあらざることなくは、全國民の何たるかを自覺し、一致團結して非常時局を克服し、

國家百年の大計に邁進せんことを。

(終)

- 29 -

8187

B-1154

270569

昭和九年十月

(以印刷代墨寫)

現存海軍軍縮條約内容の検討

法財人團 海軍有終會

B-1154

8188

070570

正誤表

十七頁 六行目・日本の保有量は…英國の保有量の誤り  
同 十一行目・米・英の保有量は…米國の保有量の誤り

目次

緒言

一般的考察

- 一、米國は何故華府軍縮會議を提唱したか……………二
- 米國民の海軍に對する關心の勃興……………二
- 世界第二の海軍建設に決す……………三
- 世界大戰の影響と日本の參戰……………三
- 世界第一海軍の建設に決す(第一次三年計畫の樹立)……………四
- 米國參戰の影響……………四
- 第二次三年計畫の樹立……………五
- 日本海軍の大擴張……………五
- 英國海軍の擴張……………五

B-1154

8189

270571

米國建艦費支出の困難.....  
大戰後日本の躍進.....  
ボラーの第一次軍縮案.....  
同..... 第二次軍縮案.....  
二、華府軍縮會議.....  
米國が軍縮を提唱せる眞意.....  
ジョンズ少將の言.....  
各國應招.....

帝國の主張と對米六割比率の決定.....  
三、壽府軍縮會議.....  
華府會議直後米國の海軍政策發表.....  
米國の補助艦充實.....  
英國の立場と建艦.....  
帝國の建艦.....

米國大統領の壽府會議招請.....  
壽府會議の決裂.....  
四、壽府會議決裂後の海軍競争.....  
米海軍の大擴張案.....  
帝國海軍の充實.....  
英首相の渡米.....  
英國の倫敦會議招請.....  
ラビダン協定.....  
五、倫敦會議の開催.....  
華府、倫敦兩條約の內容.....  
一、華府條約.....  
二、倫敦條約.....  
帝國の立場より考察せる條約の內容.....  
六、華府條約に對する考察.....

B-1154

8190

270572

四

(一)六割比率の検討

（イ）艦船兵器の進歩より見たる六割比率

一九

（ロ）帝國四圍の状勢の變化より見たる六割比率

一九

（ハ）國防自主の見地より見たる六割比率

一三

（ニ）米國は何故日本の對米六割比率を主張するか

一三

（ホ）ブリストル大將の説明

一四

（ラ）ラット大將の説明

一四

（タ）スタンドレー大將の説明

一五

（シ）テイラード大將の説明

一五

（ホ）五・一・三比率の根據

一五

（二）主力艦及航空母艦の質的制限と帝國

一五

（一）巨艦と帝國の國防

一五

（二）巨砲大艦主義と米國の眞意

一七

（三）主力艦と帝國の諸島嶼

一六

（三）防備制限と帝國

一六

（一）艦船兵器及飛行機の發達と防備制限

一六

（二）現防備制限は片務的

一六

（四）米全權リードの公言

一六

（一）防備制限撤廢と帝國

一三

（二）倫敦條約に對する考察

一三

（三）主力艦の排水量

一三

（一）巡洋艦問題

一三

（二）米國の巡洋艦所要數

一三

（三）米國の提出したる試案

一三

（三）驅逐艦の保有量

一三

（四）米の驅逐艦十五萬噸は平時の所要量以上

一三

270573

六

(四) 潜水艦の保有量  
米は潜水艦の可及的減少を希望す

(五) 比率に關する考察

米國の思ふ壹

ブラット大將

モッスエー少將

リード全權ノ公言

(六) 米國全權等の歡呼

アダムス海軍卿

スチムソン首席全權

ブラット大將

モッフェー少將

リード全權

## 結

言

## 現存海軍軍縮條約内容の検討

### 緒言

所謂一九三五年六年の危機も今や目曉の間に迫り、危機の中権を爲す來るべき軍縮會議に對する政府の肚も、現存軍縮條約廢棄に關する當局の決心も既に定つた。

乍然、傳へ聞く、「一般國民中には今猶現存條約繼續の不利を悟らず、或は之を知悉じつゝも國際關係の惡化や造船競争の惹起を危惧して廢棄の通告を潔しとせず、右顧左眄廢棄通告の一日も遷延せんことを希ひつゝあるものありと。」

過去二回の海軍軍縮會議に於て帝國は隨分苦い經驗を嘗めた、將來に於ける帝國の國運を賭する次回海軍軍縮會議に於て、再び先人の轍を踏まさらんが爲には吾人は過去兩度の軍縮會議並に之より生じたる條約を十分検討調査し、以て十二分の備へを爲すの要がある。

B-1154

8182

270574

一般的考察

一、米國は何故華府軍縮會議を提出したか  
抑も米國は何故に華府軍縮會議を提唱したであらうか、左に之を歴史的に研究して見よう。

華府條約の前文劈頭には、  
一、亞米利加合衆國、英帝國、佛蘭西國、伊太利國及び日本國は一般の平和維持  
に貢獻し、且つ軍備競争の負擔を輕減せむことを望み云々<sup>ト</sup>  
と記してあるが、果して之が提唱者たる米國の眞の目的であつたらうか、少く  
も米國を除く他の參加國は之を目的として會議に參加したのであるが、今日とな  
つて見れば當時の米國の眞意には少からず疑問を挿し挟まざるを得ない所がある  
のである。

米國は大西、太平の兩大洋を以て歐亞兩大陸から遠く隔離せられ、地續きの隣  
邦たる中南米諸國や加奈陀は何れも大なる海軍力を有しない、從て米國は外部よ

りの攻略に對し備ふべき海軍に關しては、建國以來餘り大なる關心を有せず、海軍力は微々たるものであつた。

のす海米動る軍國興關に互心對の  
設の世界に海軍第決軍第す建ニ

然るに十九世紀の末葉に至り、國運再び興隆するや、對外貿易は亞細亞大陸にまで及び、曾て殷賑を極めたる米支貿易の復興を見る様になつたので、海軍に對する關心が漸次高まつて來た。偶々一八九八年（明治三十一年）には米西戰爭起りて比島を取るあり、翌一八九九年（明治三十二年）にはジョン・ヘイの支那に於ける門戶開放を宣言するあり、一九〇二年（明治三十四年）大統領マッキンレー暗殺されて副大統領セオドル・ルーズベルト代はるあり、時恰も戰略の泰斗海軍通を以て聞えたるマハンの強力海軍の主張と相俟つて海軍に對する關心は益々高潮し、遂に一九〇三年（明治三十六年）には「一九二〇年（大正九年）迄に戦艦四八隻、巡洋戰艦二十四隻、其の他約三五〇隻を常備する世界第二の海軍を建設せんとする」方針を樹てた。其の後幾何もなくして日露戰役後、日本の勃興は米國であり、且つ或る程度迄自給自足が可能であるが爲に、一般國民の海軍に對する熱意

三〇三

B-1154

270575

戦日本の參  
の世界大戰  
の影響と  
の軍事第一  
號に改軍第一  
の樹立

第2次  
年計画  
の米國參戰

四

充分ならず、爲に既定計畫通り之を實現することは出來なかつた。  
超えて一九一四年(大正三年)世界大戰の勃發するや、英國海軍よりは米國が多年主張し來つた海洋の自由を束縛され、又日本の參戰は山東半島に於ける獨逸の權益を占有して、益々支那に於ける勢力を擴張する等のことあり、是等の刺戟を受けては米國も拱手傍観する能はず、海軍擴張の必要を痛感し、一九一五年(大正四年)遂に方針を「世界第一の海軍を建設する」ことに改め、翌一九一六年(大正五年)には愈々「戰艦一〇隻及巡洋戰艦六隻を基幹とする合計一五七隻」と云ふ偉大なる所謂第一次三年計畫を樹立し之が建造に着手した。  
併し當時世界大戰の最中ならし爲、一般造船界は商船の建造修理に忙殺され、加ふるに翌一九一七年(大正六年)には米國自身參戰するに至つた結果、戰艦等の大艦よりも驅逐艦、驅潛艇等の小艦艇の建造を急務とした爲、右の大計畫は遂に之を中止するに至つた。

斯くて參戰の結果、英日兩國との關係は緩和されたのであるが、戰爭の末期に近く對日英關係が再び悪化したので益々大海軍の必要を認め、一九一八年(大正七年)十月には參戰の結果一旦中止した三年計畫を復活し、戰艦一〇隻及び巡洋戰艦六隻を始めとし多數艦船の建造に着手した許りでなく、一九二〇年(大正九年)には龍大なる新計畫を樹て、一九二五年(大正十四年)迄に所謂 ウエル・バラニンド・スリートを建設しようとしたのである。

然るに當時既に議會は對獨講和條約に没頭して居り、加ふるに第一次三年計畫すら豫定より著しく遅延した状況に在つた爲、第二次計畫は遂に成立を見ずに終つた。

米國の大擴張計畫に最も脅威を感じたのは我國であつて、我國も亦

一九一七年(大正六年) 八四艦隊 (艦體八隻及巡洋艦四隻を)

一九一八年(大正七年) 八六艦隊

一九二〇年(大正九年) 八八艦隊

と矢継ぎ早に跳躍的擴張計畫を樹て、之に對應したのである。

他方英國に於てもF級の大巡洋戰艦四隻の建造計畫を發表したので、茲に

日、英、米三國の海軍競争は三つ巴となつて漸く熾烈の度を加へんとした。

日本海軍  
の擴張

の擴張

の擴張

五

270576

米國支那出艦  
困難のため大戦後進  
本の躍進

併しながら米國では建造計畫は縱令議會を通過しても、之に對する製艦費は更めて議會の協賛を經ねば支出出來ないことになつて居る。ところが、戰後急に來襲した不景氣は經濟界を混亂に陥れ、農產物は低下して早くも農業救濟問題が起る、戰債は一向回収し得ざるに國債の利子のみでも十億弗にも達すると云ふ始末、素々國民の一般が前述の如く海軍に關心少しき上に、大戦の慘禍を間接ながら知つた國民は、益々軍事費を出さなくなり、斯くて上述の如き大擴張費の通過は至難のことであつた。

翻つて東洋を顧れば今を去る百五十年前以來、米國が英國と相對峙して開拓し、門戸開放まで宣言して貿易の進展及權益の擴張に是れ力めて來た支那大陸には、世界大戰を契機として日本の躍進急に目醒ましきものあり、日本の造艦計畫は着々と實現せられ、米國にとり一日の荏苒を許さざるものがあつた。

四圍の狀況斯くの如くしては、到底造艦競争に依る世界第一位の海軍の建設は望むべくも非ず、茲に案出したのが即ち海軍軍縮會議であつた。米國は之に依り自らは多額新に建艦せず、條約に依り他國の建艦を制限して世界第一位の海軍を

六

「ホラー」  
軍縮案  
の第一次

樹立せんとしたのである。即ち早くも一九二〇年(大正九年)十二月十日には、上院議員ボラー氏は左記の案を同院に提出し大なる反響を招いた。

#### 第一次ボラー提案

「米國政府より日英兩國に對し、三國間に各自の海軍豫算を今後五ヶ年間現在の半額に削減するの諒解に到達する爲に、直に協議を開始すべき勧告を提出することを大統領に要請す」

右ボラーの提案に對し日英の一般輿論は概ね贊意を表し、英海軍卿の如きは、米國より軍縮會議の招請あれば何時にも渡米すべしなどと演説したことさへあつた。

當時米國では下院に於てもボーラー案其の他の軍備撤廢案の提出を見たが何れも成立を見るに至らなかつた。

依つてボラーは一九二一年(大正十年)一月、「艦隊の組織を研究する爲、六ヶ月間造船を中止せんとする」案を提出したが、之も議會を通過するに至らなかつた。

8195

B-1154

270577

八

超えて同年四月ボラーは更に海軍制限案を提出したが、猶ほ成立に至らず、依つてボラーは海軍豫算修正案の形式にて之を上院に提出し、遂に五月二十五日七四對一〇を以て原案の可決を見、次で六月二十九日下院をも通過するに至つたのである。

斯くて米國政府は海軍々縮會議の提唱に決し、一九二一年(大正十年)八月世界の平和と國民負擔の輕減を名とし、日英佛伊に對して會議の招請を出した。併し彼の眞意は勞せず資せず自國海軍を世界最强のものとし、日本海軍に對しての彼に必勝の算ある劣勢比率を押付け、以て日本の脅脛を抑壓し、彼が東洋政策を自由に實行し得るが如き條約を締結せんとするにあつたのである。

## 二、華府海軍軍縮會議の開催

斯く申せば讀者は如何にも筆者が殊更に理窟づけたる如く感ぜらるゝならんも、英佛等に於ては華府條約調印後幾月ならざるに早くも左の如く之を批評して居たのである。

一、英國Walter-Wenjess元帥(一九二二年十一月號「第十九世紀と其の後」)に掲

米國が  
軍縮を提唱す  
る眞意

載)

「華府條約に依り米國は次の様な利益を得たが、日本は海軍制限に依り受けた犠牲と、之に依り得たる財政的輕減とは相償ふものでない。」

(イ)所要の目的を達成して而かも膨大な且つ亡國的造艦計畫を中止し得たることと

(ロ)米國に關する各方面の危險を除去するに足る海軍勢力比率を獲得せること

(ハ)最少の努力を以て世界第二の海軍國と同一勢力を得たること」

二、佛國ルブール中佐(一九三二年十一月「太平洋戰爭と佛國海軍」)と題する講述に於て)

「今や米國峯に於ける總ての事は明白なり、米國海軍が軍縮に依つて居ながらにして世界最强の地位を占めたる理由を知る。」

要するに華府會議は平和と武備撤廢と一般的融和との假面の下に、前記の如く米國に有利なる協定を遂げたるを其の眞相とす」

「右は英佛に於ける批評であるが、彼の倫敦軍縮會議に米全權の顧問として參加

九

B-1154

8196

270578

少一ヨスノ「説明の將」

せるジョーンズ少將（前合衆國艦隊長官、前亞細亞艦隊長官）が同會議後、米國上院に於て倫敦會議で五・一・三の比率の獲得に努力したる理由を説明するに當り、左の如く公言して居るのを見ても米國の眞意が奈邊にあつたかが分明するのである。

「西太平洋作戦に就て述べんに、若し不幸にして斯の如き作戦を行ふ必要起らんか、余は西太平洋に米國の兵軍を進出せしむることなくしては、到底如何なる作戦も實施し得ずと觀測す。勿論此の必要は米國が現實の問題として同方面に領土を有するが爲にして……」

然りと雖、假令領土なしとするも、苟くも宣言せられたる諸國策を固執する間は、考慮に入れざるべからざる諸問題あり、過去に於て宣言せられたる米國策の一は、支那に於ける門戸開放にして程度の相違こそあれ、支那の領土保全亦同じ。

勿論是等の諸國策が米國に依り宣言せられる間は、米國は戦備ながるべからず、其海軍は是等諸政策を擁護せんが爲め用意を整ふる責務あり、是れ亦

西太平洋作戦を必要とす」云々と。

當時英國は戦後の經營に困難せること米國の比にあらず、帝國亦躍進的造船計畫の爲、海軍豫算は歳出の三一・六%に達し、軍事費總額は一般豫算總額の五割にも達せんとする有様で、當時世界を風靡した反軍的思想の影響もあり、各國何れも米國の招請を受諾し、茲に前代未聞の大海军軍縮會議が華府で開かるゝことになつたのである。

會議は大戰の休戦記念日たる一九二一年（大正十年十二月）十一日より開かれ、先づ主力艦及び航空母艦の保有量に關し討議したが、比率問題に關して日米間の議容易に纏らず、帝國は兵力の協定は國防の安全を基礎とすべきことを極力主張したが、米國は國防安全主義は實際問題として種々異論を生じ、協定纏らざるを以て現有兵力を基準とすべきことを主張し、米の算定に基づく五一五・一の比率を執つて動かず、英國亦た米案を支持した。之に對し帝國は五一五・一・五比率を主張したが、結局我國に近き太平洋諸島の防備施設現狀維持を條件として米英日佛伊の間に五十五・三・一・七五・一・七五の比率を骨子とする條約の成案を

一〇

B-1154

0187

270579

米政策  
米國の海  
表軍と建艦  
助艦充實

一三

見、一九二二年（大正十一年）二月六日調印を見たのである。巡洋艦以下の補助艦軍縮に關じては佛國先づ强硬に之に反対し、帝國亦た反対した爲、遂に巡洋艦は排水量二〇,〇〇〇噸、備砲口徑八吋を最大とする規定の外協定を見なかつたのである。

三、壽府三國軍縮會議  
華府會議に於て艦隊の骨幹たる主力艦及び航空母艦の保有量を自國に有利なる如く協定し得たる米國は、「先づ之で釣合を得た海軍が出來る」と云つて、多年の宿望を達したことを喜んだが、早くも一九二二年三月二十九日には、「世界第一位にして而かも軍備制限條約に依る主力艦比率に準據したる海軍を維持運用す」

の建艦を進言した。

併しながら當時米國は

- (イ) 兎に角既に華府條約に依り殆んど世界第一の海軍を達成し得たること
- (ロ) 軍縮が一般輿論に於て漸次勢力を得たること
- (ハ) 經済界は依然戦後の不況續き、政府は緊縮方針を取らざるべからざりしこと

等の爲、海軍擴張の賛成者少く、遂に一九二六年（大正十五年）に至り漸く甲級巡洋艦八隻の建造法案が議會を通過したに過ぎなかつた。

一方華府條約は英國に取つては餘り心地よいものではなかつた。蓋し英國は大戰の痛手猶ほ深く、之が爲め華府會議に於て多年傳統的に堅持し來つた世界第一の海軍國たる誇を棄て、後進の米國との均等を公然約するの止むなきに至つたからである。

是に於て英國は補助艦に於ける優勢を企圖し、一九二三年（大正十二年）乙級巡洋艦（排水量一萬噸以下にして備砲六吋以下の巡洋艦、以下做之）潜水艦及機雷

B-1154

0198

270580

一四

## 艦の建設

敷設艦各二隻を起工し、翌一九二四年には甲級巡洋艦五隻、驅逐艦及潜水艦各一隻を起工し、更に一九二五年には甲級巡洋艦十六隻を基幹とする五年計画を樹立し、何とかして米海軍を凌駕せんとした。

帝國は華府條約に依る主力艦の劣勢比率を補ふべく、同會議直後古鷹級（七、一〇〇噸）八吋砲巡洋艦四隻、妙高級（一〇、〇〇〇〇）八吋砲巡洋艦四隻を始め驅逐艦、潜水艦其他六八隻（以上何れも老朽艦の代艦を含む）の建造計畫を樹て、一九二六年には更に驅逐艦四隻を建造することとした。

斯くて日英米三國間には巡洋艦を中心として再び猛烈なる造船競争起り、特に英米間の感情は之が爲め漸次尖鋭化するに至つた。

國交の尖鋭化を觀取した米國大統領は、一九二七年（昭和二年）第二回軍縮會議を提唱したが、佛伊が參加を拒否したので、日英米三國間のみで會議を壽府に開いた。壽府三國軍縮會議即ち之である。

同會議は同年六月二十日から開かれたが、英米兩國は巡洋艦問題特に其の備砲口徑問題に關し正面衝突を來だし、帝國の居中調停も効なく、會議は八月四日を

以て決裂し終了つた。

此の決裂は表面上こそは巡洋艦問題が原因であつたが、畢竟するに英米の海軍優越争であったことは、華府會議以來の歴史に徵して明かである。

## 四、壽府會議決裂後の海軍競争

米國が折角提唱した壽府三國軍縮會議が失敗に終るや、今迄抑壓されて居た米國海軍當局並に海軍擴張派の人士の間に俄然海軍の擴張熱勃興し、一九二七年（昭和二年）十二月二十四日には甲級巡洋艦二十五隻、及び航空母艦五隻を基幹とする合計七隻、經費七億二千五百萬弗てふ龐大なる建艦案が議會に提出され、に至つたが、國民一般の支持猶ほ弱く、結局翌年四月に至り二億五千萬弗を以て甲級巡洋艦十五隻、及び航空母艦一隻計十六隻を三ヶ年内に建造することとし、更に軍縮會議の開催に努力する様大統領に要請することとなつたのである。

帝國亦た華府條約締結後の補助艦充實計畫を續行し、第五十三議會は一九二七年航空母艦龍驤、八吋砲一〇、一〇〇〇噸巡洋艦高雄以下四隻、其の他驅逐艦、潛水艦及び砲艦等二隻合計二六隻の造艦計畫（代艦を含む）を通過した。

の充實  
米海軍  
擴張案

B-1154

8199

270581

英首相マクドナルドの渡米  
英仏海軍委議招請  
ラビダン協定

一六

米國が上述二五隻の甲級巡洋艦以下合計七一隻の大擴張計畫を實現せんとしつゝあることを知つた英國は、一九二四年以後の自國の擴張計畫の一部を變更又は削除する等、各種のヂエスチユアトを示して米國の建造計畫を阻止せんとしたが效果なく、遂に一六隻てふ大擴張計畫が米國議會を通過した爲、今度は英國側が建艦競争の激化するを憂慮し出したが、米國の建艦案には前述の如く「更に軍縮會議開催の爲め努力せんことを大統領に要請する」旨附記してあつたと共に、他方に於ては英佛海軍委協案の話もあり、不戰條約等の成立するあり、一九二九年五月には米大統領が、不戰條約の精神を徹底せしむる爲には軍縮會議再開の要あることを聲明したので、茲に再び英米間に軍縮會議再開の機運が動き、先づ英國マクドナルド首相の渡米となり、ラビダンに於けるフーバー大統領との會見となり、兩國の談議は進んで遂に英政府より日米佛伊四ヶ國に向つて會議の招請狀を發することとなつたのである。

茲に注意すべきは此のラビダンに於ける英米兩首相の會議に於て、既に英米が左記の如く締結の要旨により互に自國に有利なる如く大體の渡合を付けたことで

8200

あつて、倫敦條約が帝國の不利に終つた端緒は蓋し茲に存するのである。

(イ)不戰條約を新軍縮條約の基礎とすること

(ロ)英米海軍の均等を互に認めること

(ハ)潛水艦は全廢に力めること

(ニ)巡洋艦の保有量は左記の如くすること

日本の保有量

|   | 甲 | 乙 | 新式 | 舊式 | 計 |
|---|---|---|----|----|---|
| 巡 | 一 | 一 | 一  | 一  | 二 |
| 艦 | 五 | 五 | 一  | 一  | 十 |
| 隻 | 一 | 一 | 四  | 一  | 七 |
|   |   |   |    |    | 七 |

米、英の保有量

|   | (米國案) | (英國案) |
|---|-------|-------|
| 巡 | 二     | 一     |
| 艦 | 一     | 八     |

七千噸六時巡

十五隻

十七隻

一七

B-1154

270582

一八

驅逐艦は兩國共に一二五,〇〇〇噸乃至一五〇,〇〇〇噸とす。

斯くて倫敦會議は一九三〇年（昭和五年）一月二十日より日英米佛伊五ヶ國間に開かれ、同二月五日には米國全權より軍縮條約案提出あり、之を審議することゝなつたが、當時佛伊兩國の海軍競争は到底本會議に依つて解決すべくもあらず、英佛兩海軍の關係亦たデリケートな關係にあつた爲、遂に佛伊は主力艦、航空母艦問題等に參加した丈で巡洋艦以下の補助艦問題に加ははらなかつたのである。而して會議は經り、條約の調印は五ヶ國之を行つたが、佛國は遂に之を批准しなかつた。

## 華府倫敦兩條約の内容

せられた條約の内容は大要次の如くである。

防備制限スルコトヲ約ス。

(一)比島、瓦無、「サモア」、「アリューシアン」諸島等、米國ガ太平洋ニ於テ領有シ又ハ將來取得スルコトアルベキ島嶼タル屬地

但シ「アラスカ」及巴奈馬運河地帶海岸ニ近接スル島嶼及布哇諸島ハ制限外

(二)香港及英帝國ガ東經一〇度以東ノ太平洋ニ於テ現ニ領有シ又ハ將來取得スルコトアルベキ島嶼タル屬地

但シ加奈陀ニ近接スル島嶼、潔洲聯邦及其領土及新西蘭土ヲ除ク(註、新嘉坡ハ制限外ニ入ル)

(三)千島諸島、小笠原諸島、奄美大島、琉球諸島、臺灣及澎湖諸島並ニ日本ガ將來取得スルコトアルベキ太平洋ニ於ケル島嶼タル領土及屬地

但シ二年前迄ニ米國政府ニ條約廢止ノ意志ヲ通告スル國ナキ時ハ、締約國ノ何レカガ廢止ヲ通告セラリ二年ヲ經過スル迄引續キ效力ヲ有ス

締約國ノ何レカガ爲シタル廢止通告ガ效力ヲ生ジタル日ヨリ一年内ニ締約國全部ハ會議ヲ開催ス

B-1154

0201

270553

## 二 倫敦軍縮條約の内容

(一) 内ハ夫々隻數又ハ對米比率ヲ示ス

米國は甲巡一五隻、一五〇,〇〇〇噸を一九三五年(昭和十年)迄に竣工し得、殘餘の三隻の各隻に代るに乙巡一五、一六六噸を以てする選擇權を有す。  
米國が右甲巡三隻中の一隻又は二隻を建造する場合は、第十六隻目は一九三三年前、第十七隻目は一九三四年前、第十八隻目は一九三五年前には起工し得ず、且つ其竣工も夫々一九三六年前、一九三七年前、一九三八年前には之を爲す能はず。

一九三六年(昭和十一年)十二月三十日迄有效  
本條約の條約國全部が締約國となる一層一般的なる海軍軍備制限協定に依り、別段の取極を爲さざる限り本條約に代り且つ本條約の目的を遂行する新條約を作成する爲、一九三五年(昭和十年)に会議を開催す。

B-1154

८२६२

270584

8283

六割比率の艦船武器

### 帝國の立場より考察せる條約の内容

#### 一、華府條約に対する考察

斯く觀じ来れば華府會議は、表面「一般の平和維持に貢獻し且つ軍備の競争の負擔を輕減せむ爲に」開催されたものであるが、其の裏面に隠された眞の目的は米國が資せず勞せず、自國海軍をして英國の傳統的世界の海軍と肩を並べしめ、二には彼が東洋政策實施上の邪魔物たる帝國海軍を、對米會戰の能力以下に束縛せんとしたものであることに歸結せらるゝのである。

従つて成立した條約の内容を帝國の立場より考察する時は、殆んど各條項が此の目的の貫徹にあるかの如く觀察されるのである。斯かる條約が果して帝國の爲に有利か不利か、以下順次に之を検討して見よう。

#### (一) 六割比率の検討

(イ) 艦船兵器の進歩より見たる六割比率

條約に依れば、我主力艦の保有量は米國の六割に定めてある。會議當時米國は

B-1154

270585

二〇

我主力艦の現有勢力が彼の六割に相當すとの口實の下に、此の比率を以て我主力艦保有量の對米決定比率として押付けんとした、帝國は之に對し如何に計算するとも米國の七割を現に有してゐることを主張したが、彼れ頑として譲らず、帝國は比島、瓦無、サモア、アリューシアン、群島等、比較的日本に近い島嶼の防備現状維持（後述）を條件として、遂に六割比率を受諾した。是れ蓋し帝國は列國海軍艦船兵器の實狀、其の他一般の情勢並に右防備制限と補助艦の任意建造とをしてすれば、此の劣勢比率を以てしても先づ帝國の安全を期し得るものと認めたからである。

然かし艦船兵器は其の後隔世の進歩を爲し、且つ倫敦條約締結の結果は補助艦の建造に大なる制限を受け、帝國を繞る四圍の狀況亦一變した今日に在つては、最早や此の著しき劣勢比率では帝國の威嚴を保つ能はず、又國防の安全をも期することが出来ないのである。

一例を擧ぐれば華府會議當時は主力艦の航續力は一萬浬以内であつたが、今日の主力艦は何なりの高速力で二萬浬の航續力を有するからして、太平洋を往復しがれども其の結果は重大である。特に最近無線通信の長足の進歩の結果は、益々

て尙ほ數千浬の餘裕がある。艦隊は此の大なる移動性に依つて甲地から遠隔の乙地に極めて迅速且つ容易に移動集中出来る、従つて今日太平洋の對岸に在る友邦の艦隊も、一朝事あれば數日後には我沿岸に強敵となつて現れることが出来るのである。

加ふるに近時の主力艦は飛行機を搭載し、有力なる砲十條約に依り最大口徑一六吋迄十を持つて居る、無力な艦隊ならば三割や四割は多くても恐れる必要はないかも知れぬが、斯く有力な武器を持つた艦隊なる時は、其の兵力が假令二割多くとも其の結果は重大である。特に最近無線通信の長足の進歩の結果は、益々此の感を深からしむるのである。

華府條約に依れば、航空母艦の保有量も對米六割に定められて居る。航空母艦は恰も何百浬の遠方にとどく大砲を搭載し、又遠距離を自由自在に偵察し得る快速艇を何十隻と搭載した大艦の様なものであつて、航空母艦其のものは一の艦隊の如きものである。華府會議當時こそは飛行機も大じたことはなかつたが、飛行機が發達した今日では、六割と云ふ劣勢は輕々に附せられない。現に米海軍の航

艦進歩と  
艦船兵器の  
増移

飛行機の  
進歩

航空母艦  
の進歩

飛行機の  
進歩

670586

帝國四圍  
の状勢  
は變化  
率を主  
と六割  
比擬

二二

空局長を十年餘も勤め、過般飛行船と共に運命を共にしたモツフェー少將の如きも、「米國が航空母艦に於て一〇對六の對日比率を贏ち得たことは、他艦船に於ける六割比率より更に重大なる意味がある」と云つて居たのを見ても明かである。

(ロ) 帝國四圍の状勢變化より見た六割比率

斯く論じ来れば、艦船兵器の進歩のみでも今日に於ては六割比率の下では帝國の安全は保證出來ない。然るに帝國四圍の状勢は如何、北方露西亞は浦鹽で約二十隻の潜水艦及び驅逐艦若干を密かに組立て、之を日本海に浮べて居る。西比利亞の野には殆んど千に達する飛行機が待機して居る、帝國が脱退後の國際聯盟は事毎に我行動を白眼視して居る、隣邦支那亦依然として事大主義を捨てず、英米や聯盟に倚り抗日を續けんとし、英米は動もすれば互に手を握つて帝國を制壓せんとして居る。

(ハ) 國防自主の見地より見たる六割比率

元來國防權は一國の最も大切な主權の一であつて、各國對等であるべきもの

であること、恰も個人間の自衛權と同様である。

例へば茲に甲乙二人あり、甲は肥大にして富みたりと雖も、此の故を以て其の生命を護るに、瘦軀貧乏の乙よりも三割乃至四割多き武器を有せざるべからざる理なく、又乙は必ずしも甲と同種同型の武器を護身用として備へざるべからざる理はない、乙若し貧しくして平時より必要なる武器を全部準備する能はずとするも、危害の身に逼りたる時は武器の何たるを問はず、乙の最も便利とし有効と信ずる武器を以て身を護らねばならない、然かも此の使用すべき武器の總量は少くも甲と同等のものを使用する権利がある筈であつて、寧ろ瘦軀貧乏の乙には、平時より甲に比して多量にして有利なる武器の準備を許すのが當然なのである。甲にのみ有利なる武器で然かも乙には甲の六割を持たせ、夫れで乙の自衛の用に供せよと云ふ華府條約の理不盡なるは言を待たない所で、乙は自然甲の心中を疑ひ度くなるのである。

(ニ) 米國は何故日本の對米六割比率を主張するか

米國は華府會議當時、我主力艦の現有勢力が彼の六割に相當するの故を以て吾

二三

を要求す

270587

に六割を押付けた。然らば若し當時の我保有量が彼の九割乃至十割であつたならば、帝國が此の率を保有せんことに賛成したであらうか？否な彼は絶対に賛成しなかつたのである、蓋し既述の通り彼等の眞目的は西太平洋に於ける戦闘に絶對的勝算を得るにあつたからで、現に倫敦會議に於ては我巡洋艦の現有勢力は彼と同等以上であつたにも拘らず、彼は矢張六割比率の適用を迫つたではないか。

左記彼等の公言は最も有力に米國の眞目的を語るものである。

プリストル大將（前亞細亞艦隊長官、長官當時日本來訪）

『日米間に戦争惹起し又は戦争となる虞ある難問題萬一起らば、米國は必然日本の海に作戦せざるべからず。五十三比率を以てすれば、米國は艦隊を日本に進め、日本を屈服せしめ得べし』

プラット大將（前合衆國艦隊長官、倫敦會議の専門委員、現在退役）

『五十三比率は米國が多大の犠牲を拂ひて獲得せるものにして、（中略）米國は百年ならずして支那を援けて戦ふことあるべきが故に此の比率は譲歩すべからず』

比星米海軍要割率の説明必

スター・ピート大將（現作戰部長、倫敦會議當時作戰部次長として活躍）

『五十三比率は米國の通商及び通商路を保護する上に、成算を與ふるものと

して一般に承認され、日本の對米比率を六割以上に増加せんか、米國は極東に於ける如何なる支配も爲し得ざるべし』

テオドーラー・大將（前亞細亞艦隊長官、倫敦會議當時作戰部作戰計畫課長）

『戦時に在りては極東に於ける米國の利益を保護する爲め、極東に強力なる海軍を建設するを要す。之れ七、〇〇〇浬の大洋を横断して總ての補給部隊を隨伴する艦隊の派遣を意味す、即ち太平洋を横断して大部隊の輸送を意味するものにして、五十三比率を以てすれば此の輸送可能なるも、日本の比率を増加せば不可能となる』

テオドーラー・大將は流石に斯く婉曲に云つて居るが、五十三比率の目的が實に大部隊の輸送を可能ならしむるのみに止まらざることは、同大將以外の各將星の陳述に依つて否むべからざる所である。

自乘比の  
法則

270588

英の對  
十六割  
主義と米  
國の國防  
巨艦と帝  
國見たる主  
力艦より

米國が何故に特に五・三の比率を選んで對日必勝比率と爲すか、如何なる成算の下に此の比率を主張するかは未だ詳でないが、之は所謂「自乘比の法則」なるものに準據するものだと云ふ者もある。此の法則は同質の甲乙二軍あり、甲の兵力が一〇で、乙の兵力が六なる時は、兩軍戦闘の結果は甲は乙を完全に撃破して、猶ほ八の兵力が残ると云ふ説であるが、是が果して然りとすれば、我が對米六割の兵力は愈々以て危險なこととなる譯である。

名將ナボレオンやネルソンも、常に此の自乘比の法則を以て戰捷を收めたと云ふことであるが、茲に注意すべきは世界大戰前英獨の海軍競争が激化し、英國が多年堅持し來つた二國標準主義を遂に放棄した時、對獨十六割の海軍力を維持することに變更したことである。五對三の比率は之を換算すれば十六割七分弱に相當し、米國側の勝算は更に大となるのである。

(一) 主力艦及航空母艦の質的制限と帝國

華府條約は主力艦及航空母艦の單艦排水量を夫々三萬五千噸及二萬七千噸以下

(特殊のものに限り三萬三千噸迄差支なし)、備砲を夫々十六吋及八吋以下に規定し、以て質的にも制限して居るが、此の質的制限も亦た帝國の立場としては不利なる如く出來て居る。蓋し是等の艦が長大なる航續力と絶大なる攻擊力を併有する不沈の進攻的武器であつて、防守を以て國防の建前とする我國に取り大なる脅威であることは、前項の(イ)に述べた通であるのみならず、之が建造費に於ても將た又維持費に於ても莫大の費用を要し、我國の如き財政豊かならざる國家に對しては大なる負擔となるのである。

米國の如きも三萬五千噸の主力艦一隻は建造に四〇,〇〇〇,〇〇〇弗を要し、維持に毎年少くも二,〇〇〇,〇〇〇弗を要すると云つて居る。從て米國が若し眞に世界の平和と國費の節減との爲に軍縮を提倡せしならば、自ら進んで此の種の艦の全廢乃至保有量の極減を主張すべきであつた。然るに今日猶ほ依然として之が保持を主張して讓らざるは、不言の裡に彼れの眞意の奈邊に存するかを語るものである。

此處に、今一つ米國の爲にする條約なることを自ら證して居ることがある、即ち

270589

二八

主力艦の排水量は三萬五千噸を以て最大限として居るが、之は三萬五千噸を超過する大船では巴奈馬運河が通れなくなる。(三萬五千噸の大船の船幅は約一〇五呎となり、運河の閘門は一二〇呎である)従つて米國には文字通り無用の長物となるのであるが、日本や英國が之を建造すれば米國の艦隊は対抗が出来なくなる、つまり大き過ぎても小さ過ぎても米國は困る、そこで自分に最も都合のよい三萬五千噸迄の主力艦を極力主張して譲らないのである。

尙ほ航空母艦に關聯して特筆すべきことは帝國が大小無數の島嶼より成り、其の散布は西太平洋の形勝的地域に亘り而かも是等の島嶼は航空母艦の代用として有効に使用し得ることである。故に各國の航空母艦を廢止乃至極減すれば帝國の國防は他國に數倍して安きを加ふるのであって、米國海軍航空局長たりしモツフエー少將の如きも常に、「米國海軍は日本の艦隊と日本の島嶼とより攻撃し来る全飛行機に對抗し得る丈の飛行機と、航空母艦とを有せざるべからず」と主張して居たのである。

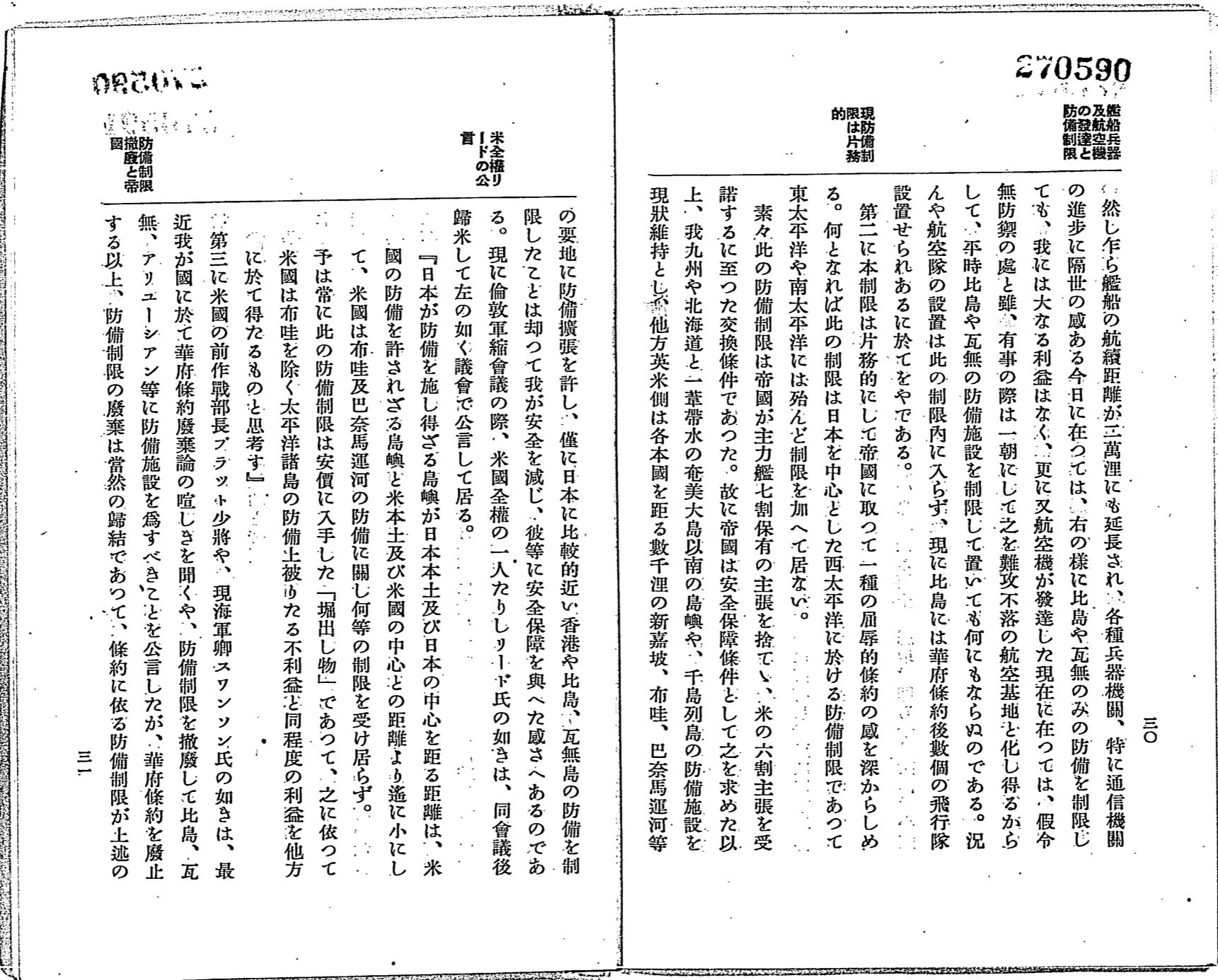
(三)防備制限と帝國

華府條約第十九條には、  
(一)合衆國が太平洋に於て現に領有し、又は將來取得することあるべき島嶼たる屬地、但し(イ)合衆國、アラスカ及巴奈馬運河地帶の海岸に近接する島嶼(アリューシアン諸島を包含せず)並に(ロ)布哇諸島を除く。  
(二)香港及英帝國が東經百十度以東の太平洋に於て現に領有し、又は將來取得することあるべき島嶼たる屬地、但し(イ)加奈陀海岸に近接する島嶼、(ロ)濠太利聯邦及其の領土並に(ハ)新西蘭を除く。  
(三)太平洋に於ける日本國の左記の島嶼たる領土及屬地、即ち千島諸島、小笠原諸島、奄美大島、琉球諸島、臺灣及び澎湖諸島、並に日本國が將來取得することあるべき太平洋に於ける島嶼たる領土及屬地、  
に於ける防備施設の現状維持を規定してあるが、之を以て當時帝國の七割主張を六割比率に譲歩する程の價値は現在に於て之を認めることが出來ぬのである。成る程當時に在つては是等の島嶼及屬地の防備を現状維持と定めたことは、其のときは東洋の平和に資じ得る所があつたに違ひない。

二九

B-1154

8208



270591

三二

如く寧ろ彼に進攻のチヤンスを與ふるもので、我にとりては防禦的アビツテイさへも減するものなるに於ては、當方よりこそ之が撤廢を望むべきであつて、撤廢すれば帝國は遠く本土を離れたる島嶼にも必要の場合、防備施設を爲し得べく、茲に始めて帝國の安全を期し得るのである。

(四)華府會議の副産物たる諸條約と帝國

華府條約の眞目的が世界の平和及び軍費の節減よりも、寧ろ米海軍の優越と日本の膨脹抑制に在つたことは上述の如くであるが、軍縮條約と平行的に華府で審議され調印された支那に關する九國條約や、太平洋諸島に關する四國條約の如きも其の名目こそは支那の主權及領土の保全であり、太平洋に於ける島嶼たる屬地及び領地に關する權利の尊重に在つたけれども、其の眞目的の奈邊に在つたかは、爾後今日迄に於ける各國特に米國の對日態度に徵して明かである。若し夫れ山東懸案解決に關する條約、續いて起つた日英同盟及び石井ランシング協定の廢棄等に至つては、茲に贅筆を弄する必要もないであつて、其の結果は直に一九二四年（大正十三年）の排日移民法案となつて現はれ、延いて支那の侮日となり抗日

運動と化し、遂には満洲、上海兩事變まで勃發を見るに至つたのである。

二、倫敦條約に對する考察

倫敦條約は一九三〇年（昭和五年）二月五日、米國全權が提出した試案を基礎とし、之に主として日英兩國の主張を加味修正して協定されたものである。従つて其の内容は如何しても米國に有利なる如く出來て居る、今左に其の主なるものに就て検討せんに、

(一)主力艦の排水量

華府條約に依り英米日の三國は夫々二〇、一八、一〇隻の主力艦を保有して居たが、倫敦條約に依つて老朽艦を夫々五、三、一隻廢棄することとなり、其の保有量は夫々一五、一五十九隻となつたが、艦型に關しては英國及び帝國が縮少を希望したにも拘らず、遂に米國の反対に依り、依然として十六吋砲三五、〇〇〇噸の大艦の保有を許すこととなつた。是れ蓋し米國が有事の際渡洋作戦を企圖し居る以上當然のことであつて、米國は今日猶ほ此の大艦巨砲主義を堅持して譲るべくもないものである。

三三

02 10

B-1154

270592

## 米洋巡船の試案

## (一) 巡洋艦問題

三四

米國上院に於ける倫敦條約審議會に關する新聞記事、速記錄等を見ると、華府會議後、米國海軍將官會議は、華府條約を基礎としたる所謂ウエル・ボラン・ストネイバーを建設する爲には、八時砲三三隻、六時砲二萬噸巡洋艦三三隻、六時砲巡洋艦二〇隻、計四三隻の保有を以て理想としたのであるが、八時砲巡洋艦三三隻の建造は困難なるを以て次等の案として、

八時砲一萬噸巡洋艦二八隻、六時砲一五隻、六時砲巡洋艦一五隻、計四三隻を要することとなつたものゝ如くである。

そこでラビダンの英米兩首相の會談には、八時砲一〇,〇〇〇噸巡洋艦二隻、オマハ級六時砲巡洋艦一〇隻、七,〇〇〇噸六時砲巡洋艦五隻を提案し、愈々倫敦會議となつては次の様な試案を提出したのである。

| 米の試案 |      |         |      |        |  |
|------|------|---------|------|--------|--|
|      | 米    | 英       | 日    | 本      |  |
|      | 艦型   | 艦数      | 艦型   | 艦数     |  |
| (甲)  | 八時砲巡 | 二八      | 八時砲巡 | 二八     |  |
| (乙)  | 六時砲巡 | 一八      | 六時砲巡 | 一五     |  |
| (丙)  | 六時砲巡 | 一〇      | 六時砲巡 | 一五     |  |
| (丁)  | 六時砲巡 | 七六、五〇〇  | 六時砲巡 | 二      |  |
| (戊)  | 六時砲巡 | 九一、二〇〇  | 六時砲巡 | 四      |  |
| (己)  | 六時砲巡 | 一〇一、二〇〇 | 六時砲巡 | 四〇、〇〇〇 |  |
| (庚)  | 六時砲巡 | 一七      | 六時砲巡 | 二八、四〇〇 |  |
| (辛)  | 六時砲巡 | 八、八〇〇   | 六時砲巡 | 八一、四五五 |  |

B-1154

8211

270593

三六

| 選 指 |      | 選       |         | 計         |         |
|-----|------|---------|---------|-----------|---------|
| 甲   | 乙    | 甲       | 乙       | 計         |         |
| 新   | オマハ級 | 一〇      | 一五〇,〇〇〇 | 三三七,〇〇〇   | 五〇      |
| 乙   | 巡    | 一一八、五〇〇 | 七〇、五〇〇  | 一八一七六、八〇〇 | 三三九、〇〇〇 |
| 巡   | 宜適   |         |         | 七五、二〇〇    | 三三七、〇〇〇 |
|     |      |         |         | ナシ        | ナシ      |
|     |      |         |         |           | 一九八、六五五 |

此の試案に就いて案するに、八時砲巡洋艦はラビダン協定に於けるが如く、成るべくは二十一隻を希望したのであるが、斯くては日米が八時砲巡洋艦を多く保有することを好まさる英國の承認せざる所であり、且つは當時日本が既成及建造中を併せて十二隻一〇八、〇〇〇噸を現有せる關係もあり、之に對する一〇一六の比率を成す一八隻、一八〇、〇〇〇噸を主張することに決し、之を試案として提出し、遂に倫敦會議で見事に通過するに至つたのである。

六時砲巡洋艦は、米國としては前記の如く一二一五隻を以て満足とするも、英國は此の數を以て満足する筈なく、旁々八時砲巡洋艦を一八隻としたる爲に生ずる不満の隻數を六時砲巡洋艦に依つて補ふ目的を以て、現有のオマハ級一〇隻以外、更に七六、五〇〇噸（隻數適宜）を要求したのである。

米國議會の議事録等を讀んで見ると分ることであるが、選擇權の行使に關しては、米國は當初より之が行使を豫期し居らず、唯だ國內策の關係上其の權利を保持したに過ぎない。果せるかな、遂に之が行使を爲さず、八時砲巡洋艦のみ一八隻を建造に決したのである。

### （三）驅逐艦の保有量

米國の提出した試案には英米日の保有量を夫々二十萬噸—二十萬噸—十二萬噸としてあつたが、會議の結果、十五萬噸—十五萬噸—十萬五千噸として帝國の對米七割比率を容認した。然かし此の容認も亦た寧ろ自國の爲にする容認であつたのである。即ちプラット大將の如きは、「驅逐艦は米國の造船力を以てすれば戰時容易に急造し得るから、平時は訓練に差支なき程度の保有量さへあれば足り、之が爲には十五萬噸あれば充分である、日本に七割を許しても、戰時米國は急造し得るから差支ない」と云ふ意味のことを云つて居る。實際急造能力の少い日本に取つては米の保有量を二十萬噸とし、其の六割十二萬噸を保有する方が有利なる場

選擇權は  
對内策は  
以上の場合は  
要平五萬噸

三七

B-1154

0212

270594

米は潜水艦の減少を及ぼすことを希望する

三八

合もあるのである。一方またラビダシ協定に、英米の驅逐艦を十二萬五千乃至十五萬噸としてあるのを見れば、米國としては此の十五萬噸も寧ろ捨ひ物であつたかも知れないのである。

(四) 潜水艦の保有量

潜水艦に關しては帝國は七萬八千噸を要求し、米國の試案には英米日三國保有量を六萬噸十六萬噸十四萬噸と記してあつたが、會議の結果、三國何れも五萬二千七百噸を保有することとなつた。(詳細次項)

(五) 比率に關する考察

本項は稍々前項と重複する嫌があるが、倫敦條約が如何に帝國に不利なるものであつたかを徹底的ならしむる爲、更に茲に詳述することとする。

華府會議に於て、帝國が主力艦の對米六割の保有を受諾したのは、當時日本の脅威であつた比島及び瓦無の防備施設を制限すると共に、巡洋艦以下の補助艦の充實に依つて此の劣勢比率の缺を補ひ得る見込があつたからである。

故に倫敦會議に於ては帝國は讓歩の極限として、(一)八吋砲巡洋艦の對米七

米國の思ふ臺灣

割、(二)補助艦の總括的對米七割、(三)潜水艦七萬八千噸の自主的保有てぶ所謂三大原則を以て之に臨んだ。然るに會議の結果は前項に記述せる如く、各種補助艦の保有量は殆んど米國の欲する儘に決定せられ、對米比率は八吋砲巡洋艦六割、其の他の巡洋艦七割、驅逐艦七割となり、潜水艦に於て始めて一〇割を得たが、其の量は僅に五一、七〇〇噸となり、帝國の絶對必要とした保有量より二五、〇〇〇噸も少いものであつて、然かも之を米國の意中より見る時は、少からず彼の思ふ壺に陥つたものであることが其の後分明したのである。

即ち米國が作戦上主力艦に次で必要とする八吋砲巡洋艦は、當時日本は既成八隻、建造中四隻、計十二隻、十萬八千噸を現有したるに對し、米國は僅に既成一隻、建造中九隻、計十隻、十萬噸を現有したるに過ぎなかつたが、依然として米國の理想とする六割を押付け、米國の政策上多く建造するを欲せざる六吋砲巡洋艦、及次戰時急造し得る驅逐艦に於て、僅に日本の意を慰むべく七割を與へ、帝國の國防上必須の武器であるに反し米國に取つては作戦上大なる使用價値なき潛水艦をば、日本に對しては實際必要とする量以下に低下せじめ、以て其の保有價

三九

370595

大將  
少將  
少將  
及リモト  
ラット  
モトエラツ  
ド全權

値を極力減少し、然も米國に對しては苟くも潜水艦を保有する以上、自國の局地防禦に充當するに足る丈の量たる五萬二千噸を限度として、之を夫々日英米三國にて保有して其の比率を對等とすると共に、之に依つて日本の三大要求の一たる補助艦の總括的對米七割に近きものを與へんとする狡猾なる考慮に出でたものであつて、左記ラット大將、モッフェー少將及びリード全權が議會に於て公言せる所は、能く之を證して餘りあるのである。

ラット大將

『優勢艦隊としては潜水艦を以て敵を攻撃する利益よりも敵潜水艦に依り攻撃せらるゝ不利益の方大なり、又近時飛行機發達せるを以て敵の潜水艦に対する考慮なくば味方の優勢を自由に活用し得故に戰場には潜水艦存在せざるを有利とす、潜水艦は之を廢止するか又は保有量を最小限度に止むるを可とす』

モッフェー少將

『潛水艦の對日比率に於て受けたる損失は、日本の潛水艦保有量を著しく減少せしめたることに依つて償はる』

リード全權

『米國が二月五日倫敦會議に於て提出したる試案には、米英日三國の潛水艦の保有量を夫々六萬噸十六萬噸十四萬噸としたるも、勿論日本が之を受諾すべしとは思はざりき』

以上詳述せる所に依り明かなる如く、倫敦條約に依る比率は表面華府條約に比し若干の増率を見た感あるも、其の實質的價値は殆んど選ぶ所なく、却つて帝國が主力艦の缺を補ふ方途として、最も期待し居たるもの、一たる八吋砲巡洋艦は、主力艦同様の劣勢比率に束縛され、列國海軍に比して帝國海軍の得意とする潛水艦は、其の保有價値をも疑はれだ—米國側より見れば殆んど保有價値なき一量に縮減され、結局全艦種を通じ、資せず勞せずして英に對しては均等、我に對しては絶對優勢を保持せんとする米國の素志を貫徹せしめたものと謂ひ得るのである。本條約が帝國に不利なることは會議當時より明かであつたが、帝國は唯だ條約有効期間の比較的短きと、本條約が試験的のものなりとの理由の下に、世界平和

B-1154

8214

270596

四三

の促進と交譲協和の精神とより、敢て之を調印し批准を見たものである。  
(六)米國全權等の歡呼。以上倫敦條約の不利なることを縷々記述したが、尙ほ所論の我田引水と認めらるゝを恐れ、當時の米國全權及隨員が凱歌を奏して歸米し、時の海軍首腦者と共に挙げた歡呼の聲を左に列記し以て讀者の明鑑に訴べん。

アダムス海軍卿

一、從來特に巡洋艦の建造に於て我が米國より遙かに進み居たる英國及び日本は、倫敦條約の規定に依り其の建造を停止せざるべからず、且つ一九三七年迄其の艦隊を擴張する能はず。

倫敦條約締結されずして英日兩國が過去に於けるが如く造船を繼續せば、合衆國は之と競争する爲、此の期間に於て更に多くの造船費を要することとなりしならんも、今や此の造船費を授ぜずして巡洋艦に於て兩國に追及する機会を得たり。

二、之と全然反対の他の見地からするも、該條約の採用は亦た米國に取り非常

に有利なりと思考す。即ち該條約に依り許されたる均等は、議會の援助に依りて、吾人が經濟上の相當なる顧慮と健全なる判断とを以てすれば、出來得る限り且つ可及的迅速に均等に達する迄建造し得ることを事實に於て立證するものと思考す。

是れ即ち、米國海軍は斯かる一般的造船計畫が審議され承認されたる後は政略又は政黨の利害を顧慮することなく、又從來海軍豫算を得る爲め海軍の努力上に現はれたる痺撃的憤激をも顧慮することなく、議會の助力に依りて該計畫を實施し得べき保證の下に、條約の期間適切なる造船計畫を採用し得べきことを意味するものなり。(中略)

三、本條約に依れば、我國家及國民の利益は安全にして他の如何なる國家及國民の利益よりも安全なり。

本條約を以てすれば、吾人は平靜にして實明且つ確實なる建造及作戰計畫を樹て得べく、即ち海軍に依る防備上金にて購ひ得る總てのものを國家に與ふる計畫を樹て得るものなり。

B-1154

8215

四四

スチムソン首席全權

『吾人の事業は日本に六年間其の儘待たしめ、我方は其の間に日本の八吋砲巡洋艦十二隻に對し十五隻を完成して自然的に超越し、更に尙ほ三隻を殆んど完成し、以て一九三六年内に是等を完成、又は完成に近からしむることを日本に要求するものなり。（中略）

條約が一九三六年以後繼續ざる場合は他國（註、米國）が造艦して自國。（註、日本）を超越し、而かも他國は自國より遙に有利なる地位に立つに至るべきにも拘らず、自國は其の儘待たざるべからざるが如き自縛的條約にて調印せんとする勇氣を有したる政府（註、日本）は、極めて困難なる問題に當面するものにして、此難問題は總ての議論を超越し、又如何なる多額の費用をも超越したる問題なり。（中略）

予は本條約に關し日本政府に脱帽して敬意を表す』

ブラット大將

一、倫敦會議は米國海軍に對し起りたる未曾有の良好事なり。本條約の規定に

依り米國は初めて海軍の建造及び編成に關する十年計畫を樹立し、而かも賢明に之を實行し得るに至れり。

二、之に依り議會は海軍省の財政上の要求を承認する場合、掌を指すが如く明かに其の爲す所を諒解し得べし（中略）

三、倫敦會議は造艦競争なく完全無缺の海軍を米國に與ふべし。

モッブエー少將

『日英米三國が本條約を批准すれば、日英に無制限の造艦を中止せしめ、一方米國は條約限度に達する迄の造艦を爲し得べし』

我海軍の限度及び其の經費の限度が國民に知られずば、予は英國に對しては均等、日本に對しては五・三の比率に達する迄海軍を建設するに要する豫算を國民は支出せざるべしと信ず。

リード全權（某士官の條約對米不利論に對し）

『日本海軍軍令部長加藤大將は、保有量縮減反對の上奏を爲せり。日本全權は日本歸著の際、警官の保護を加へざるべからざる有様なりき。』

四五

270597

802072

270598

四六

日本全権達は不思議にも大譲歩を爲せることを感知せず、若し倫敦條約が日本に對し有利なるものならば、日本全権は警官に依り保護せらるゝ代りに國家の英雄として祀り上げられたるべし。』  
噫々彼等の此の凱歌と此の暴言を聞き、帝國國民たるもの誰か憤激せぬものがあらうか。

### 結 言

現存軍縮條約が帝國に取つて甚しく不利なるものであることは最早疑ない、然かも茲に忘るべからざることは、屢々記述せる如く、該條約の眞目的が帝國海軍に對する必勝の成算を米國に與へ、以て帝國の興隆を抑止するにあり、先づ華府條約に於て其の根底を築き、次で倫敦條約に依つて遂に所期の目的を達成したものであることである。即ち米國は世界の平和と軍備費の節減の爲と稱して華府會議の開催を提唱したが、此の平和たるや今日より之を見れば、「日本の存在乃至興隆を以て世界の平和を脅すものなり」との前提の下に置けるものであつて、米國

が今日依然として六割比率を日本に押付けんとするのも、其の真因は亦た茲に在るのである。

斯の如く帝國の存立をも危くするが如き條約は、一日も速に廢棄を要すること言を俟たぬ所である。然るに恐らく米國は來るべき豫備會議に於ても將又明年の本會議に於ても必ず此の劣勢比率を帝國に押付けんとするに違ひながらうが、此の場合吾人は斷々乎として之を排撃し、眞に各國の安全を保證し、眞に世界の平和を招來する軍縮條約の締結に努めねばならぬ。

人或は條約の廢棄に依り國際關係の悪化せんことを恐るゝならんも、事實は然らず、不平等條約の結果こそ平和を紊すものであつて、南京・濟南の兩事件を始めとし、遂に滿洲上海の大事變を齎らじ日米關係を一髮の危機にさへ陥れたことが何より之を雄辯に物語つて居るではないか。  
又條約廢棄の結果は造艦競争の惹起すべきを恐るゝものあるも、造艦競争にも自ら際限があり、又假令起るとも、之が對應策は必ず見出されるものである。兎に角世界の現状を以てしては大なる造艦競争は先づ起り得べくもないものである。

四七

B-1154

82 17

270599

(本問題に關しては更に機を見て詳しく述べる積りである)。

茲に筆を擱くに當り吾人は須らく帝國が過去兩度の軍縮會議に於て嘗めたる苦  
き經驗を再び追憶すると共に、從來の軍縮會議の目的が抑も奈邊に存せしかを心  
肝に銘記し、徒らに列國の「爲にする」美辭麗句に迷はざることなく舉國一致、  
國家千歳の計の樹立に向つて邁進せねばならぬと固く信するものである。

四八

(終)

B-1154

02 18